

第12回田原市市民協働まちづくり会議 次第

平成24年7月18日（水）午後7時00分～午後9時00分 田原市役所北庁舎302会議室

1. あいさつ

2. 議 事

(1) 会長・副会長の選任について

(2) 議事録署名委員について

(3) 各主体による市民協働の取組状況（報告）

[資料1] 各主体の取組（提案）

[資料2] 田原市の市民活動に関する調査結果報告（概要）※当日配布

[資料3] 市民協働の促進に関する取組状況（市の機関）

(4) 市民協働まちづくり事業補助金の状況（報告）

[資料4] 市民協働まちづくり事業補助金応募の手引き

[資料5] 平成24年度市民協働まちづくり事業補助金の状況

(5) 新規団体・人材養成活動補助金について

[資料6] 新規団体・人材養成活動補助金ちらし

(6) 市民活動向上事業補助金について

[資料7] 市民活動向上事業補助金ちらし

(7) 市民提案型委託制度について

[資料8] 提案型委託（テーマ提示型・自由テーマ型）制度の状況

(8) 市民活動支援センターについて

[資料9] 平成23年度田原市民活動支援センター活動報告

(9) 田原市市民協働まちづくり方針の中間見直しについて

[資料10] 「田原市の市民協働まちづくり方針」の改訂について ※当日配布

[冊子] 田原市の市民協働まちづくり方針 ※新任委員のみ配布

3. そ の 他

第12回田原市市民協働まちづくり会議委員名簿

任期：平成24年4月1日～平成26年3月31日

番号	職名	委員氏名	役職等	備考	出欠
1	委員	いとう 富士彌 伊藤 富士彌	— (公募) —	1号委員 (公募市民)	
2	委員	いとう のぶひろ 伊藤 伸浩	しみんのひろば運営委員会代表	2号委員 (市民活動団体)	
3	委員	やまだ けんいち 山田 憲一	田原市地域コミュニティ連合会会長	2号委員 (市民活動団体)	
4	委員	ふじしろ けいすけ 藤城 啓丞	田原青年会議所副理事長	2号委員 (市民活動団体)	
5	委員	さかい おさむ 酒井 修	田原市ボランティア連絡協議会会長	2号委員 (市民活動団体)	
6	委員	ほんだ ちえこ 本多 智映子	田原市文化協会副会長	2号委員 (市民活動団体)	
7	委員	すずき かつのり 鈴木 克典	田原市体育協会副理事長	2号委員 (市民活動団体)	
8	委員	やすだ ゆきお 安田 幸雄	田原市商工会副会長	3号委員 (事業者の団体)	欠
9	委員	なかがわ むつお 中川 睦夫	J A愛知みなみ専務理事	3号委員 (事業者の団体)	欠
10	委員	かわぐち まさひろ 川口 昌宏	田原市市民環境部長	4号委員 (市の機関)	
11	委員	すずき まこと 鈴木 誠	愛知大学教授	5号委員 (学識経験者)	

【事務局】

市民環境部 市民協働課	渡邊 澄子 (次長兼課長) 松井 茂明 (副主幹) 柴田奈津子 (主事補)
----------------	---

田原市市民協働まちづくり条例の概要

1. 策定の経過

- ① 地方分権改革・各種の規制緩和による地域自治の自主自律が求められるなかで、この地域のまちづくりにおいても「市民参加・協働型自治の推進」が求められ、田原町・赤羽根町及び田原市・渥美町合併時に策定された新市建設計画において、この取り組みが位置付けられました。
- ② この新市建設計画を受けて、平成17年度から検討を開始した田原市総合計画策定に際して設置した『まちづくり市民懇談会』（市民79名・5部会）において、市民協働によるまちづくりのあり方を検討しました。
- ③ 市民参加と協働のまちづくりに関し、自治会・校区ヒアリング、行政懇談会、市民・事業者・団体の意識調査を実施し、各種市民活動の実態把握に取り組みました。
- ④ 市民参加と協働のまちづくりの基本的ルールを定めるため、平成19年7月（～12月）に『田原市まちづくり推進条例検討会議』を設置し、条例及び規則に規定すべき項目を検討しました。
- ⑤ 条例検討会議の検討結果を踏まえ、「田原市市民協働まちづくり条例」の案を作成し、田原市議会の議決を経て、平成20年3月26日に公布（制定）しました。

2. 条例に定める項目

- ① 総則的事項（第1条―第7条）
- ② 協働促進の方針（第8条）
- ③ 市民参加と協働（第9条・第10条）
- ④ 市民公益活動の支援（第11条―第13条）
- ⑤ 地域コミュニティ団体（第14条―第18条）
- ⑥ 市民協働まちづくり基金（第19条）
- ⑦ 市民協働まちづくり会議（第20条）

3. 規則に定める項目

- ① 地域コミュニティ団体の認定手続き（第2条―第5条）
- ② 市民協働まちづくり会議の運営（第6条―8条）

各主体の取組【提案】

（委員連絡票）

連絡表No.	委員名
連絡票1	伊藤 富士彌 委員
連絡票2	伊藤 伸浩 委員
連絡票3	山田 憲一 委員
連絡票4	鈴木 克典 委員

委員連絡票 1

❖まちづくり方針に掲げる「市民の取組」に対して このようにすれば実現可能ではないかという提案がありましたら記載してください。

送付年月日	平成24年5月6日	氏名	伊藤 富士彌
<hr/>			
1 たはら国際交流協会(TIA)会員顧問として、交流委員会に所属し、活動しています。			
<hr/>			
2 AFS(AMERICAN FIELD SERVICE)の活動により、東三河地域内高校に留学している学生のお世話をしたり、相談相手とウをしています。			
<hr/>			
3 田原国際化問題研究会(事務局、田原警察署警備課内)会員、会長として、愛知県警本部より、講師等の派遣を仰ぎ、自ら勉強会を開催したり、田原市内に在留するJA関係農業研修生や緑が浜陸に進出している企業の技術研修生等の交流、交通指導等を行っています。			
<hr/>			
4 その他			
外国人が診察・診療を受ける医療機関から相談を受ければ、それなりに誠意をもって対応しています。			
<hr/>			

委員連絡票 2

❖まちづくり方針に掲げる「市民の取組」に対して このようにすれば実現可能ではないかという提案がありましたら記載してください。

送付年月日	平成24年5月3日	氏名	伊藤 伸浩
<p>私たち「しみんのひろば」は、多くの市民を始め、地域コミュニティ・事業者など他の主体の方たちに市内の市民活動団体の活動を知ってもらうための発表の場として、年に一度のイベントを企画・運営しています。</p> <p>市民活動に興味をもっていただくという意味では、ある程度の手ごたえを感じていますが、特定の地域などからニーズが出ている様子はありません。運営委員会としては、より一層、PRの努力が必要と思いますが、一方で地域コミュニティや事業者の方たちには、自分たちの抱えている課題を他団体と協働する、という発想は、あまりないように思えます。忙しさやわずらわしさから、自分たちでやることを選択していると思います。団体側から押し売りするような提案もできません。</p> <p>各市民活動団体の特性と他の主体のニーズを理解し合えるような場を設け、ある程度関係ができるまで、行政に介入していただく必要があると思います。</p>			

田原市地域コミュニティ活性化研究会

検討結果報告概要（第1回～第5回）

1 自治会加入の促進

○アパート等集合住宅居住者等の自治会加入の現状を把握し、その促進方法を検討した。

- ・自治会加入の実態（加入状況、加入促進の課題と対応策の現状など）

○目標・改善方策としては

- ・加入促進のための仕組みや勧誘訪問の手順（マニュアル）を整える。
- ・未加入者に対し、自治会活動の必要性を十分に説明、協力を呼びかける。
- ・地域コミュニティ活動の重要性、自治会の役割に対する市民の認識を高める。など

【さっそく実践】

連合会による加入促進ポスターの作成、アパート管理会社等への協力依頼。など



2 住民情報の把握

○住民情報把握・台帳作成の現状を把握し、情報把握・台帳作成・管理方法を検討した。

- ・住民情報把握の実態（自治会活動に必要な住民情報の内容、住民台帳の現状、住民台帳の管理・更新の現状、台帳作成の課題と対応策の現状など）

○目標・改善方策

- ・最も確実な方法で会員情報を把握し、厳格な管理体制を整える。
- ・地域状況に応じた効率的で利用・管理しやすい台帳システムを調える。
- ・安心して情報提供できるような民主的で信頼される自治会運営を実現する。

3 活動参加の拡大

○自治会及びコミュニティ協議会の活動への住民参加の拡大方策を調査・検討した。

- ・自治会、コミュニティ協議会における活動参加の実態（自治会・校区・コミュニティ協議会の関係と役割、地域コミュニティ活動の具体的内容、活動参加の課題と対応策の現状など）

○目標・改善方法

- ・コミュニティ活動の目的・必要性を明らかにし、情報発信する。
- ・様々な行事による参加機会を用意する。
- ・各種団体を支援し、それらと連携して活動することで、人の輪を広げる。など

委員連絡票 4

❖まちづくり方針に掲げる「市民の取組」に対して このようにすれば実現可能ではないかという提案がありましたら記載してください。

送付年月日	平成24年5月9日	氏名	鈴木 克典
<p>渥美半島の太平洋側には、すばらしい砂浜がありますが、なかなか子どもたちが海に行き遊ぶことはほとんどありません。そこで、私たちクラブでは、砂浜に行って、ビーチバレーで皆と交流を図り、チームワーク、体力づくりを目標にして、絆を強めたいと思います。それには、砂浜が波で打ちつけられた海岸によせつけられたゴミ等を皆で片付け、環境整備を行って、親睦を深めたいを思っています。</p>			
<p style="text-align: center;">ビーチバレージュニア大会 IN 赤羽根 2012</p>			
1 目的…ジュニア世代へのビーチバレーの普及を図り、中学生の体力・技術面での向上を図る。			
2 日時…平成24年8月19日(日) 午前9時～午後3時ころ			
3 会場…太平洋ロングビーチ(田原大石海岸)			
4 主管…田原市ビーチバレー協会、赤羽根バレーボールクラブ			
5 後援…愛知県ビーチバレー連盟、田原市体育協会			
6 参加資格…中学生で構成されたチーム(ただし、成人の責任者が引率すること)			
JVAなどへの登録不要			
7 出場区分…男子の部、女子の部 (4人制)			
8 日程… 9:00 開会、海岸清掃			
9:30 ビーチバレーボール協議			
15:00 閉会、清掃、片付け			
9 協議上の規定及び方法			
①本大会は平成24年度日本ビーチバレーボール競技規則に基づき運営し、詳細はローカルルールを適用する。			
②使用球はビーチバレーボールの検定球とする。			
③ネットの高さは、男子2m24cm、女子2m05cmとする。			
④リーグ戦を行い、勝率、得失点差により順位を決定。			
(参加チーム数により試合方法に変更あり)			
⑤各部上位チームには賞状、賞品を授与する。			

10 その他

①コート、準備、会場の清掃、運営、設営、片付けは参加者全員で行う。

②弁当持参。日差しを遮るものはないので、水・帽子は忘れずに用意すること。簡易なテントも設置可。

③けがの責任は本人に帰属し、主催者は一切責任を負わない。参加者の体調管理は本人およびチームで十分注意し、管理すること。

11 雨天、荒天の場合中止（小雨決行）

12 連絡先（大会責任者） 鈴木克典 090-8323-7127

連絡票 5

送付年月日	平成24年 5月22日	氏名	酒井 修
-------	-------------	----	------

■田原市の市民協働まちづくり方針〈第4章市民協働6つの指針〉

指針その1 市民等の役割の実現

(1) a) 「活動PR・信頼性の向上」(方針P9)

- 市民協働活動のPRは市広報などを通してされているが、一般市民には関心がみられない。協議会は市民に魅力ある活動やイベントにスタッフ市民を募集し、その団体を事業補助対象とし、新規事業・活動団体をく
- 事業補助制度の事業費半額に魅力がないとの意見が多く、その公布が事業終了後のため、立て替えるのが団体内、有効事業があれども参加しにくい。

(2) b) 「市民公益活動や行政活動への参加・協働」(方針P9)

- 市の将来性からみても、若者からの提案・参加を推進すべき。
 - ・子育て中の夫婦
 - ・若者から見たやりたいイベント
 - ・継続性が有効事業の推進
 - ・市内空き店舗活用の「若者でつくる商店街」やイベント。
- 市民活動リーダー育成事業を継続的に実施する。

指針その5 地域コミュニティ活動の振興

(1) b) 「市民活動団体の加入・活動参加」(方針P20)

- 地域福祉サポートシステムの構想を研究し、地域市民の参加魅力ある、参加しやすい企画し、地域市民との協働プランを創造する。
- 各地域での高齢者独居、夫婦の社会参加、呼びかけ、手伝いなど、地域に溶け込んだボランティア活動を創造する。
- 各地域の総代会、自治会や民生委員の方々との包括的共助活動で、自分たちの地域は自分たちでつくりだす体制づくりの確立。

東日本大震災被災者支援について

「NPO 田原しみん震災支援ネット」が3月11日をもって団体活動を区切りとし、今後は個人的、なお付き合いの中で支援をつづける。約一年間、田原の野菜40tを中心にした支援を仮設住宅コミュニティに輸送。5月1日～6日まで現地を訪問し、交流を深めた。

その他

○たっぷくヘルパーボランティアは昨年度7回の地域ふれあい活動を実施。講演会、福祉施設広報誌発行は活動できなかった。

情報保障福祉ボランティア(手話・要約筆記・点字・声の広報)は資格制度へ移行傾向があり、今後は福祉学校での育成及び行政主体での育成が急務と思う。

○市民協働まちづくり事業補助制度を「同一事業継続して3カ年申請した場合、自立を促すため3回までとする。」は、市施策への可能性の有無の評価結果を公表しているのか。

○「人材養成活動補助金制度」について

一団体2名まで、一人一回(継続受講含む)規定の中で、「※同一講座で一団体一名」は、必要取得者数が複数必要な場合、不公平が生じる。

<例>

要約筆記「OHPたはら」で26年度から厚生省の通達に基づき、県愛身連(愛知県身体障害者連合会)が主催する、要約筆記奉仕員習得試験の合格後講習会受講費用は複数受講するが、上記制約のため、不公平が生じる。

市としても、情報保障制度の通訳者確保が必須のはず。

田原市市民協働まちづくり会議の経緯

1. 設置根拠

■田原市市民協働まちづくり条例（平成20年4月1日施行）による設置規定（第20条要点）

- 「協働促進方針」及び「方針に関わる施策の検討」並びに「その他の必要事項の調整」を図るため、田原市市民協働まちづくり会議（以下「協働会議」という。）を設置する。
- 協働会議は、「市民」、「市民活動団体」、「事業者」及び「市の機関」で構成する。

■条例施行規則による運営規定（第6条・第7条・第8条要点）

- 協働会議は15人以内の委員（任期2年）で構成し、委員互選により会長及び副会長1人を置く。
- 協働会議は会長が招集し・議長を務める。
- 協働会議は半数以上の委員が出席しなければ開催できない。議事は、出席者の過半数で決する。

2. 開催経過

■平成20年度

第1回協働会議	議 題
平成20年5月27日（火） 13：30～16：20 【場所】市役所302会議室 【出席】委員15人	①会長・副会長の選任 ②協働会議の役割 ③協働促進方針の策定（骨子案） ④その他協議事項（自由意見）
第2回協働会議	議 題
平成20年7月8日（火） 19：00～21：20 【場所】市役所302会議室 【出席】委員11人	①議事要旨の確定 ②委員連絡票による意見 ③条例個別説明における意見 ④協働促進方針の検討 ⑤その他協議事項（自由意見）
第3回協働会議	議 題
平成20年8月20日（水） 15：30～18：10 【場所】市役所302会議室 【出席】委員14人	①議事要旨の確定 ②委員連絡票による意見 ③協働促進方針の検討 ④その他協議事項（自由意見）
第4回協働会議	議 題
平成20年10月19日（火） 19：00～21：40 【場所】市役所302会議室 【出席】委員13人	①議事要旨の確定 ②委員連絡票による意見 ③協働促進方針の検討 ④その他協議事項（自由意見）
第5回協働会議	議 題
平成20年10月23日（木） 19：00～21：20 【場所】市役所302会議室 【出席】委員11人	①議事要旨の確定 ②委員連絡票による意見 ③協働促進方針の検討 ④方針に関わる取組の検討 ⑤その他協議事項（自由意見）

■平成21年度

第6回協働会議	議 題
平成21年5月22日(金) 15:00~17:15 【場所】市役所300会議室 【出席】委員11人	①委員の異動 ②各主体による市民協働の取組状況 ③市民協働まちづくり事業補助制度の状況 (補助金審査委員選任) ④協働のまちづくりに関する意見・提案

市民協働まちづくり事業補助金 審査会

平成21年5月29日(金) 19:00~21:30 市役所6階講堂 審査委員5人
(審査委員事前打合せ)
審査委員紹介、公開審査(応募団体の企画発表・審査員質疑)、審査委員講評

第7回協働会議	議 題
平成21年10月20日(火) 15:00~18:25 【場所】市役所302会議室 【出席】委員11人	①委員の異動 ②市民協働まちづくり事業補助金 ③市民提案型協働事業 ④協働のまちづくりに関する意見・提案

市民協働まちづくり事業補助金 事業報告会

平成22年3月27日(土) 13:30~16:00 田原文化会館201・202 委員任意参加
補助事業報告(実績発表・会場質疑)、審査委員講評

■平成22年度

第8回協働会議	議 題
平成22年4月14日(水) 19:00~	①会長・副会長の選任 ②各主体による市民協働の取組状況 ③市民協働まちづくり事業補助制度の状況 (補助金審査委員選任) ④新規団体・人材養成活動支援制度 ⑤市民提案型委託制度 ⑥協働のまちづくりに関する意見・提案

市民協働まちづくり事業補助金 審査会

平成22年4月29日(木) 14:00~ 田原福祉センター大会議室(3階)
(審査委員事前打合せ)
審査委員紹介、公開審査(応募団体の企画発表・審査員質疑)、審査委員講評

市民協働まちづくり事業補助金 事業報告会

平成23年3月中旬予定 補助事業報告(実績発表・会場質疑)、審査委員講評

第9回協働会議	議 題
平成22年10月中旬予定 午後又は夕方	①委員の異動 ②市民公益活動の支援制度 ③市民提案型の市委託事業 ④協働のまちづくりに関する意見・提案

■平成23年度

市民協働まちづくり事業補助金 審査会

平成23年4月23日(土) 14:00～ 田原福祉センター大会議室(3階)
(審査委員事前打合せ)
審査委員紹介、公開審査(応募団体の企画発表・審査員質疑)、審査委員講評

第10回協働会議	議 題
平成23年4月14日(水) 19:00～	①各主体による市民協働の取組状況 ②市民協働まちづくり事業補助制度の状況 ③市民提案型委託制度 ④協働のまちづくりに関する意見・提案

第11回協働会議	議 題
平成23年10月26日 19:00～	①各主体による協働の実現に向けた提案 ②田原市の市民協働まちづくり方針の中間評価 ③市民協働まちづくり事業補助制度について ④市民提案型委託制度について ⑤協働のまちづくりに関する意見・提案

市民協働まちづくり事業補助金 事業報告会

平成24年3月20日 15:00～ 補助事業報告(実績発表・会場質疑)、審査委員講評

■平成24年度(予定)

市民協働まちづくり事業補助金 審査会

平成24年4月28日(土) 11:00～ 田原文化会館201・202会議室
(審査委員事前打合せ)
審査委員紹介、公開審査(応募団体の企画発表・審査員質疑)、審査委員講評

第12回協働会議	議 題
平成24年7月18日(水) 19:00～	①会長・副会長の選任 ②各主体による市民協働の取組状況 ③市民協働まちづくり事業補助制度の状況 ④新規団体・人材養成活動支援制度 ⑤市民活動向上事業補助制度 ⑥市民提案型委託制度 ⑦市民協働まちづくり方針の改訂について ⑧協働のまちづくりに関する意見・提案

第13回協働会議	議 題
平成24年8月～9月(予定)	○市民協働まちづくり方針第1～3章 確認・意見交換(予定)

第14回協働会議	議 題
平成24年10月下旬～11月 (予定)	①各主体による市民協働の取組状況 ②各種補助制度の状況報告 ③市民提案型委託制度の状況報告 ④市民協働まちづくり方針第4章 確認・意見交換(予定)

第15回協働会議	議 題
平成25年2月(予定)	○市民協働まちづくり方針 改訂後の全体確認・決定(予定)

田原市市民協働まちづくり会議の役割

1. 条例の規定 (条例第20条第1項)

「協働促進の方針」及び「当該方針に関わる施策」の検討、並びに「その他の必要事項」の調整を図ることが、条例に定められています。

2. 具体的な検討内容

(1) 『田原市市民協働促進方針』の検討

- ① 方針策定 … 市民、市民活動団体、事業者及び市の機関が、それぞれの権利・義務・役割を認識し、相互理解と信頼のもとに、市民参加と協働によるまちづくりを推進するため、本市の現状を踏まえて一定期間の取組方針を定めます。
- ② 状況確認 … 協働促進方針に掲げる「取組の進捗」及び「目標達成等」の状況を確認・評価します。
- ③ 方針改定 … 取組の実現状況等を踏まえ、協働促進方針を改定します。

(2) 『田原市市民協働促進方針に関わる施策（取組）』の検討

① 行政活動における市民参加と協働の促進に関する取組

- (例) ○市民への行政情報の提供制度のあり方
- 市民参画を確保する制度のあり方
- 指定管理者制度基本方針のあり方
- アウトソーシング推進のあり方
- 公募・提案型協働事業のあり方**

市の機関の業務に関する市民参加と協働を進める取組のあり方を検討する

② 市民公益活動における協働の促進に関する取組

- (例) **○市民活動団体の連携促進のあり方**

市民公益活動における市民、市民活動団体、事業者の連携した取組のあり方を検討する

③ 市民公益活動の支援に関する取組

- (例) ○活動環境の整備のあり方
- 市民等に対する市民公益活動の情報提供のあり方
- 行政保有情報の提供のあり方
- 人的支援のあり方
- 財政的支援のあり方(公募型補助等)**
- 市民公益活動に対するその他支援のあり方

市民公益活動を支援する取組のあり方を検討する

④ 地域コミュニティ団体認定基準及び地域コミュニティ振興・支援体制

⑤ 基金活用方法 ○寄付募集、運用益等活動のあり方

(3) 『その他の必要事項』の調整

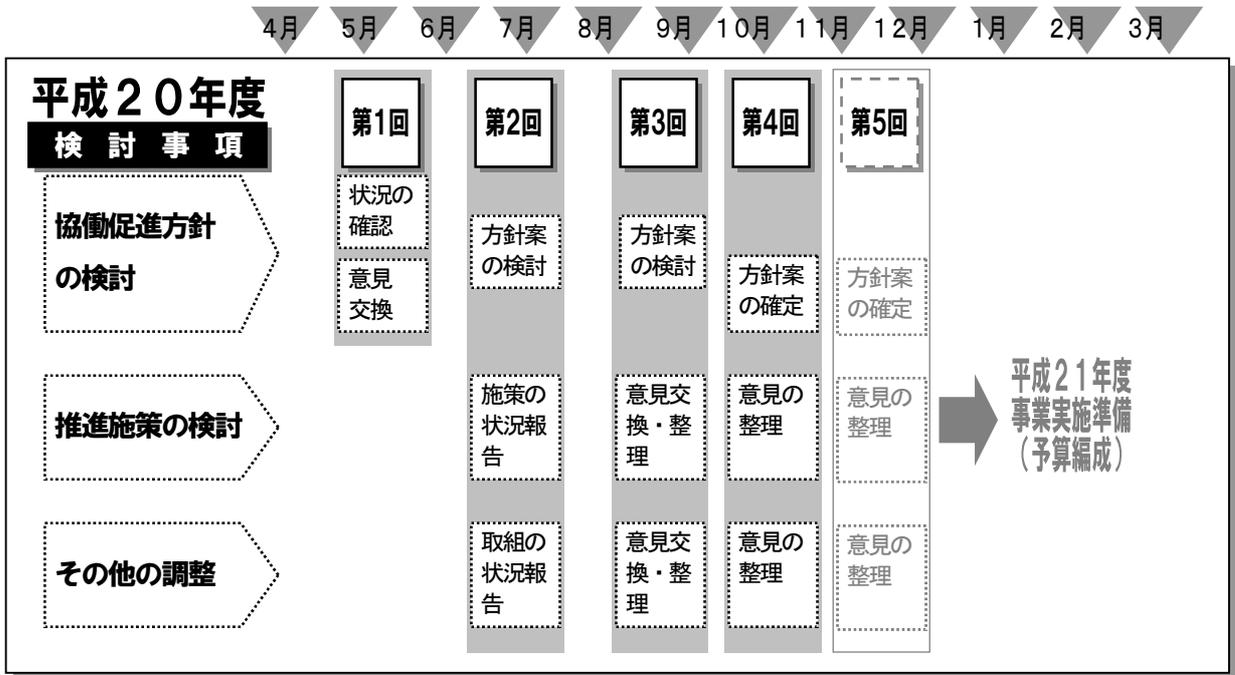
- ① その他協働に関する調整事項 ○その他委員提案等

3. 開催日程・検討内容

① 平成20年度（及び平成24年度）

協働促進方針策定、推進施策に関する意見交換・方向付け、その他の調整を行うため、4回の会議を予定します。

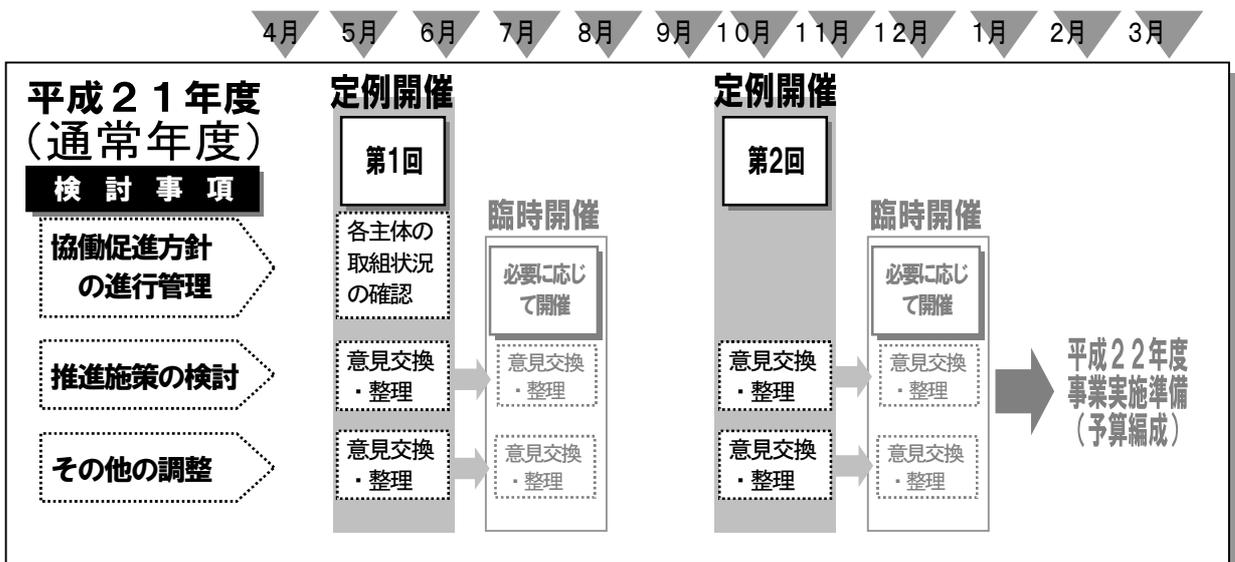
ただし、検討状況に応じて、追加会議を開催します。



② 平成21年度（平成22年度以降同じ）

協働促進方針に基づく施策の取組状況、推進施策に関する意見交換・方向付け、その他の調整を行うため、2回（5月と10月）の定例会議を予定します。

また、必要に応じて、臨時の会議を開催します。



田原市の市民活動に関する調査結果報告（概要）

「田原市の市民活動体験と実態調査による市民活動の現状と展望」より

調査概要

【実施主体】 愛知大学、田原市（市から愛知大学への委託事業）

【内 容】 田原市内の市民活動団体に対してアンケート調査方式で実態調査を行い、活動内容・活動上の課題・行政との協力連携・協働の課題・可能性等を把握する。また、その活動を愛知大学地域政策学部の学生が体験し、客観的な視点から評価を行った。

アンケート調査

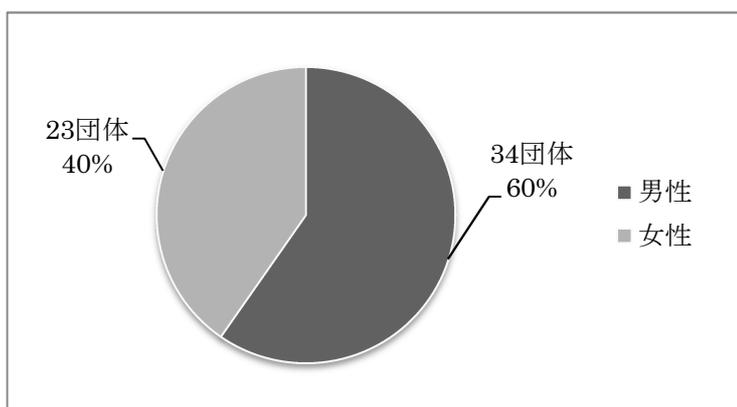
【実施期間】 平成 24 年 2 月 22 日(水)から 2 月 29 日(水)の 8 日間

【対 象】 市内市民活動団体 90 団体

【回 収 数】 57 団体（回収率:63.3%）

【調査結果(抜粋)】

① 団体代表者の男女比



○代表者には男性が多いものの、自治会等の代表者の傾向と比較した場合、女性が代表者に占める割合は高い。社会活動に対する女性の関心は高いと言える。換えることができる。

② 団体の活動分野（複数回答可） ※抜粋

分野	団体数(割合)
保健・医療・福祉増進	21 団体(15%)
子どもの健全育成	21 団体(15%)
まちづくり	20 団体(14%)
学術・文化・芸術・スポーツ振興	19 団体(13%)
環境保全	17 団体(12%)
社会教育	14 団体(10%)

○市内団体の活動分野は、福祉、まちづくり、文化、環境保全等、限定された分野に集約されている。

（「分野」…特定非営利活動促進法の17の市民活動分野）

③活動エリア

エリア	団体数(割合)
市内全域	29 団体(51%)
旧3町	15 団体(26%)
小学校区	2 団体(3%)
中学校区	2 団体(4%)
県内	6 団体(11%)
国内	0 団体(0%)
その他	3 団体(5%)

○活動の主なエリアは田原市内。
市外に広く展開する団体は少ない。

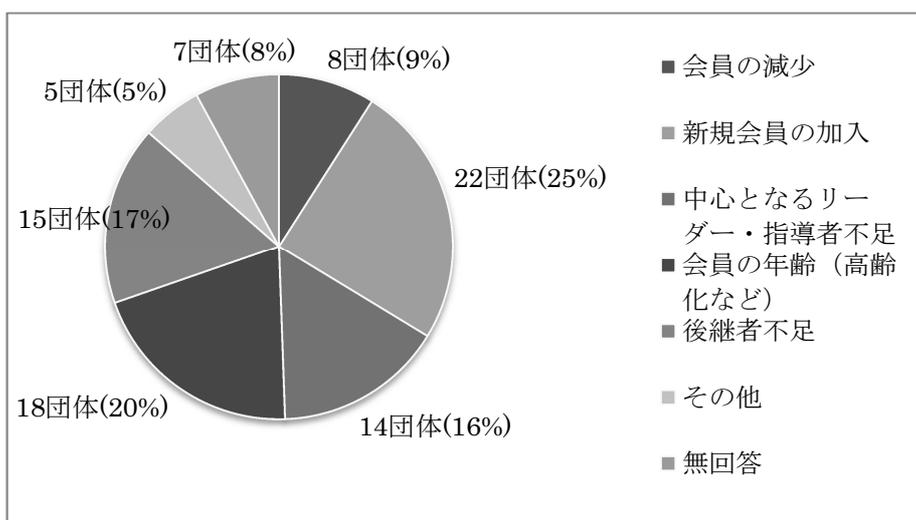
④会員の年齢層

主な年齢層	団体数(割合)
20 歳代以下	21 団体(12%)
30 歳代	21 団体(12%)
40 歳代	31 団体(17%)
50 歳代	36 団体(20%)
60 歳以上	68 団体(39%)

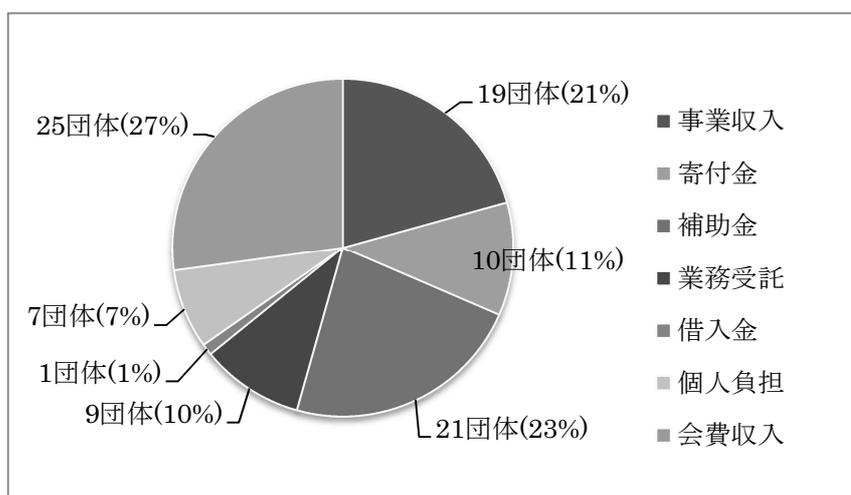
○会員は40～60歳代が中心となっており、若い世代が少ない。

○会員の高齢化が進む中、活動をめぐる後継者不足は多くの団体が直面しており、団体の、新規会員獲得への関心は強い。

⑤会員に関する課題



⑥団体の収入源



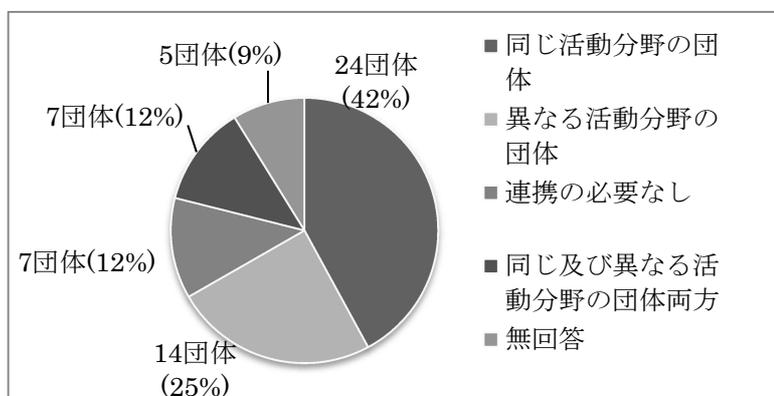
○団体は収入源の大部分が会費、市の補助金、自主事業収入の3つに集約されている。

○田原市とのかかわりは補助金等、経済的支援を得る上で重視されている。

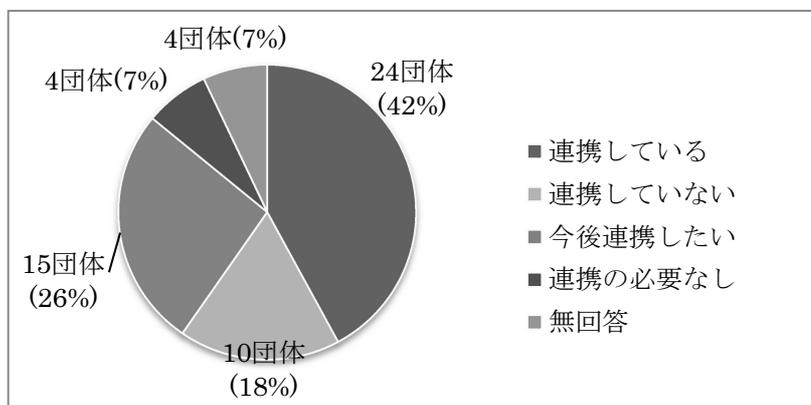
○その関係は今後も継続を希望する団体が多い。

⑦市民活動団体の連携状況

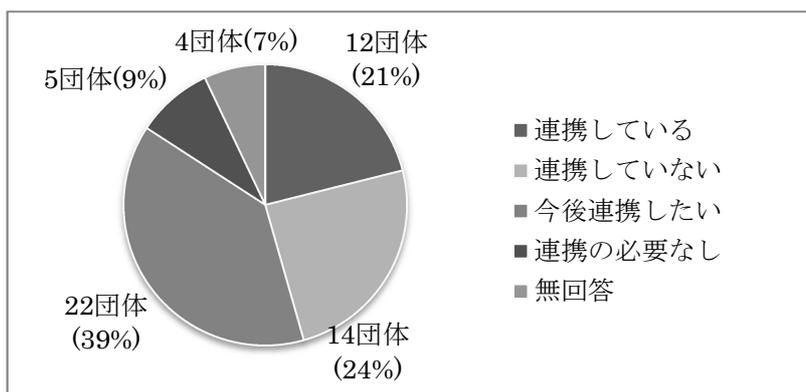
ア) 団体との連携の有無、分野



イ) 地域コミュニティとの連携の有無



ウ) 事業者との連携の有無

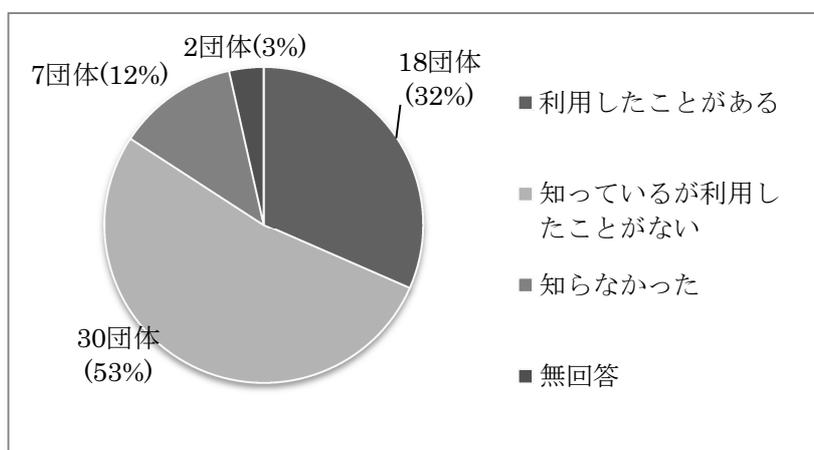


○多くの団体が同じ活動分野の団体と交流し、連携した活動を試みている。

○そのうち、4割の団体が地元自治会や地域コミュニティ団体とも連携し、活動を深めている。

○市内の企業との連携は2割程度にとどまり、連携対象の広がりが少ないようである。

⑧田原市民活動支援センターの利用



○田原市民活動支援センターは「知っているが利用したことがない」という団体が、半数以上の53%を占めている。

⑨団体の活動拠点における必要な機能

機能	団体数
相談機能	23 団体
行政情報提供機能	22 団体
団体情報受発信機能	30 団体
講座・イベントの開催等	18 団体
登録バンク機能	8 団体
その他	5 団体

○活動拠点に必要と思う機能に対する回答は「団体情報発信機能」、「相談機能」、「行政情報提供機能」の順に高くなっている。

○「その他」には、「倉戸、ロッカーの利用」、「ネットワークづくり」、「会議室、コピー機等の常設」が挙げられた。

学生による市民活動体験調査

【参加者】愛知大学地域政策学部学生(すべて市民活動未経験者、市外の学生) 4名

【参加活動】しみんのひろば、里山保全山遊里、NPO法人渥美虹の会、あつみNPOの集い
4団体(5行事)

【学生の感想・提案】

- しみんのひろばは、大学生が参加できれば、若者目線でさらに子どもたちを楽しませる工夫ができたのではないか。
- 大学生の世代の参加を期待するには、チラシや広報紙等による広報活動にとどまるのではなく、Twitter や Facebook 等を利用した広報活動が必要である。広報媒体を変えることで、参加する市民の年齢層やエリアは広がり、より充実したものになるのではないか。
- 自然体験型・環境学習型の企画を作る上で、田原市は優位性が高い。普段自然に触れていない都市部の家族連れを対象とした体験を企画し、里山や自然環境の学習、田原市民の温かさ、自然豊かな風景等を都会の人々にも知ってもらうことができる。交流人口を拡大し、団体の運営資金を獲得する機会となる可能性がある。
- 田原市は公共交通の整備が行きとどいておらず、移動手段のない者、障害者、高齢者等、活動に参加を希望しても参加が難しい。また、交通費も負担となり、参加したい市外の人々がいても、継続的な参加は困難である。

市民協働の促進に関する取組状況（市の機関）

資料3

田原市の市民協働まちづくり方針(H20.10 田原市市民協働まちづくり会議)
 基本理念「みんながそれぞれの役割を認識し、お互いに理解し合い、信頼関係を築きながら、市民協働のまちづくりを進めましょう。」

市民協働まちづくり方針に掲げられた「市の機関の取組」に対する実現状況を把握・整理する。

区分1【指針その2】 行政参加・協働の推進に関する実績

■市民協働まちづくり条例における市の機関の責務

- ① 施策立案等における市民等の参画機会を確保し、市民参加の拡大に努める。【条例第9条第2項】
- ② 行政活動における協働の推進に努める。【条例第9条第3項】
- ③ 行政活動における市民参加と協働の状況を公表する。【条例第9条第4項】

◎=実施済 ○=一部実現 ×=未実施

(1)市民参加・参画の取組

a. 積極的な行政情報の公開

平成19年当時の現状	取り組むべき内容(目標)	達成度	具体的な取り組み内容(※主に平成20年以降の改善した取組)	平成24年度の新規取組
<p>◆行政情報は、定期刊行する広報たはら等と、随時発行する施策パンフレットやイベントちらし等に掲載し、校区・自治会を経由する総代文書として、市民に伝えています。</p> <p>◆インターネット・ホームページ(市、市議会等)やケーブルテレビ(市政番組、議会中継等)、声の広報、市政ほーもん講座・びーあー講座等で情報提供しています。</p>	<p>○情報提供のタイミングを考慮し、内容に応じて方法を選択・整理するとともに、市民に広報紙やケーブルテレビ番組に関心を持って貰えるように、受け手の側に立って工夫します。</p>	◎	<p>・広報たはら(毎月1日・15日発行)【広報秘書課】 平成20年度から月2回発行とし、情報や機会の充実を図り、より読みやすい紙面作りにも努力している。</p> <p>・田原市ホームページ(随時更新と内容充実)【広報秘書課】 防災メニューの充実など、社会動向やニーズに合った内容を追加</p> <p>・ケーブルテレビ(市政情報番組2週ごと・市政企画番組年4本)【広報秘書課】 関心の高いテーマの選択や、切り口の変更など工夫を実施</p> <p>・市政ほーもん講座・市政びーあー講座(出前講座50メニュー・体験型講座開催) ニーズが高くより実効性のあるメニューやテーマを選定【広報秘書課】</p> <p>・企業立地専用HPにおいて、企業の立地に参考となる情報を公開。田原市周辺の地震や津波に関する情報も掲載。【企業立地推進室】</p> <p>・工業をテーマとした市政PR講座を実施し、企業誘致や三河港の重要性を紹介。【企業立地推進室】</p> <p>・予算、決算等、市の財政に関する情報の公開。【財政課】</p> <p>・市民活動支援センターのホームページを開設。市民活動団体からの掲載希望を募り、市民活動情報の提供に努めている。【市民協働課】</p> <p>・高齢者対象の福祉サービスの手引き書を作成・配布している。【高齢福祉課】</p> <p>・広報たはら、市HPにて、子育て支援策や保育所等の情報提供を行う。【子育て支援課】</p> <p>・健康カレンダーを年1回発行し、保健事業の情報提供を行う。【健康課】</p> <p>・広報たはら、市HPにより、都市計画に関する情報提供を行う。【街づくり推進課】</p> <p>・夕陽が浜分譲宅地PR用のHPを開設・更新し、他の分譲との競争が可能となった。【建築課】</p> <p>・田原市空家空地バンクHPにて、空家・空地物件の紹介【建築課】</p> <p>・あき農地情報、補助金情報など、情報を希望する登録者へメール配信することで対応している。【営農支援センター】</p> <p>・生涯学習情報誌を年2回発行し、教室・イベント等の情報提供を行う。【生涯学習課】</p> <p>・市教育委員会HPにて、情報提供を行う。【生涯学習課】</p> <p>・博物館等のHPにて、講座や展示の情報提供を行う。【文化財課】</p> <p>・市HP、広報たはらにて、図書館に関する情報提供を行う。【図書館】</p> <p>・開かれた議会、市民に分かりやすく親しまれる議会を目指し、ケーブルテレビによる本会議の一般質問の中継に加え、平成22年からインターネットによる議会中継を開始。【議会事務局】</p> <p>・市議会HP、議会だよりで、議会のあらまし、議員紹介、議会中継等を公開。【議会事務局】</p>	<p>・市政ほーもん講座のメニュー見直し、体験型の講座を2講座開催、市民の関心が高い「安心安全」、「田原の今、昔」をテーマとする。【広報秘書課】</p> <p>・「たはら食育推進計画2016」の概要版を作成、HPで公開する。【農政課】</p>

b. 行政活動への市民参加の拡大

平成19年当時の現状	取り組むべき内容(目標)	達成度	具体的な取り組み内容(※主に平成20年以降の改善した取組)	平成24年度の新規取組
<p>◆新たな施策事業やイベント・行事等について、広報たはら、パンフレット、市ホームページ等で市民等にお知らせし、市民等による実施や行事への参加を呼びかけています。</p>	<p>○市民等が参加しやすい方法(手法・日時・場所等)に改善するとともに、内容に応じた効果的なPRを検討します。</p> <p>○また、市民等が参加(実施)するメリット(能力向上、ネットワークの構築化等)を示せるように工夫します。</p>	◎	<p>H23年度取組</p> <p>・民生児童委員、自治会役員等に対し、担当区域内に住む一人暮らし高齢者の情報を提供できるようにした。【総務課】</p> <p>・イベント等の周知については、ポスターなどの配布先をコンビニエンスストア、商業施設など、人が集まる場所に変更した。【商工観光課】</p> <p>・児童文化体験教室においては、講師を文化協会会員のみで依頼していたが、市民に対して募集をかけ、ボランティア講師の枠を拡大した。また、講師の事務手続きを見直し負担軽減を図った。【生涯学習課】</p> <p>・市民のボランティア指導員が企画運営する、田原市少年少女発明クラブを発足した。【生涯学習課】</p> <p>・救命講習(パパママ普通救命講習)において、希望者が受講しやすい曜日、時間に変更した。(消防課・消防署)</p> <p>継続</p> <p>・三河港子どもクルーズ事業として、本市臨海部及び三河港内における企業立地の操業状況や立地動向など、三河港の機能を海上から見学、ものづくり産業の実情を学ぶ機会を提供している。【企業立地推進室】</p> <p>・広報サポーター制度を平成20年度に新設。参画の範囲を年々増加(CATV出演、ツイッター活用)【広報秘書課】</p> <p>・新たな転入者を対象に、市関係各課からのお知らせ(健康カレンダー、非常持出袋、防災ハザードマップ、広報、ゴミカレンダー、自治会への加入チラシなど)を配布している。また、外国人の転入時には、業務案内書(英語、中国語、韓国語等)を配布し、行政活動への市民参加の促進に努めている。【市民課】</p> <p>・エコをテーマにした「たはらエコフェスタ」を実施。集客を図るためモリゾー、キッコロを登場させている。【エコエネ推進課】</p> <p>・菜の花エコプロジェクト感謝祭を開催し、市民とともに菜の花の種まきを体験。【エコエネ推進課】</p> <p>・各種検診において、校区へ検診車の実施、土曜日の開催、併用検診の実施など、受信者の利便性に配慮している。【健康課】</p>	<p>・体育協会役員を中心とした総合型地域スポーツクラブ設立準備委員会を設置し、モデル教室を実施する等、設立準備を行っている。【生涯学習課】</p>

c. 市民公募委員の導入

平成19年当時の現状	取り組むべき内容(目標)	達成度	具体的な取り組み内容(※主に平成20年以降の改善した取組)	平成24年度の新規取組
◆平成15年度から方針・計画等の検討会議等を設ける場合、法令の制限がない限り、各担当課で市民公募委員を募集し、幅広い市民の意見を把握しながら検討を進めています。	○課ごとに募集している市民公募委員について、統一制度による取扱基準(選考基準等)の明確化を図り、応募者の拡大を目指します。 ※各課における公募委員の導入 ○現状として、市民公募委員への応募は多くないため、多数の応募が得られるように、会議開催方法・検討内容の改善に取り組めます。	×	○ ※各種計画等の検討会議を設ける場合、各担当課において市民公募委員を募集しているが、市の統一制度(選考基準等)は策定されていない。 市民公募実施会議 ・まちづくり市民会議【政策推進課】 ・市民協働まちづくり会議、男女共同参画推進懇話会【市民協働課】 ・赤羽根校区まちづくりワークショップ、景観計画策定ワークショップ(公募は行ったが、0名)【街づくり推進課】 ・図書館協議会【図書館】	・行政評価推進事業(市民評価)【政策推進課】 ・たはらエコガーデンシティ推進計画策定委員会【エコエネ推進課】 ・田原市公共交通調査検討会【市民協働課】

d. 市民活動団体等への参画要請の整理

平成19年当時の現状	取り組むべき内容(目標)	達成度	具体的な取り組み内容(※主に平成20年以降の改善した取組)	平成24年度の新規取組
◆毎年度、方針・計画等の検討会議、施策推進の協議会など多数設置され、なかには20以上の会議に参加する団体代表者もあり、団体運営の負担となっています。	○施策検討への参画要請が団体の負担とならないように、目的に応じて会議の統廃合・整理を図ります。また、参加要請の際には、委員等の男女割合にも留意します。 ○幅広い意見が把握できるよう開催形式・年間スケジュール等を改善するとともに、寄せられた意見の反映に取り組めます。	○	・田原市環境審議会、保育所運営委員会において、市民代表としてコミュニティ連合会から委員を選出してもらい、市が委嘱している。これまで慣例的に正副会長に依頼していたが、連合会の互選により委員を選出してもらうよう改めた。 【環境衛生課、子育て支援課】 ・総合計画審議会は、市長の諮問期間として市内主要団体代表者が参加。会議開催数が過度にならないよう、会議を効率よく進める。【政策推進課】※継続 ・田原菜の花エコ推進協議会委員、NPO団体会員の拡大に努め、女性比率の向上に取り組んだ。【エコエネ推進課】※継続 ・近隣市町村の状況を調査・整理し、社会教育審議会の委員数を削減した。【生涯学習課】	・参加団体の代表者の参画を要請するのではなく、目的等を説明し人選を団体に任せることで、目的に応じた人材の参画と代表者の負担軽減を図る。(地域福祉サポートシステム調査研究委員会委員)【高齢福祉課】 ・これまで会長の充て職としていた社会教育審議会委員を、理事の中から選出依頼し、会長の負担軽減を図る。【生涯学習課】

e. パブリックコメント制度

平成19年当時の現状	取り組むべき内容(目標)	達成度	具体的な取り組み内容(※主に平成20年以降の改善した取組)	平成24年度の新規取組
◆パブリックコメントの手続きに関する要綱を制定し、市役所事務室や市ホームページで公表し、市民の意見を反映させながら、計画等を策定しています。※平成18年度・平成19年度:22件	○現状として、提出意見が少ないこと、手続きに2月程度を要するために計画検討スケジュールの時間が制約されるなどの課題があるため、制度の見直しを検討します。 また、一方的な原案の提示と意見の受け取りになることから、日頃から、市民に対して、関心を惹きつけ、分かりやすい情報提供に取り組めます。	◎	H23年度までの取組 ・田原市国際化・多文化共生推進計画(たはらグローバルシティ推進プラン)【広報秘書課】 ・田原市地域福祉計画、田原市障害者計画【地域福祉課】 ・田原市高齢者保健福祉計画【高齢福祉課】 ・田原市ごみ処理基本計画【清掃管理課】 ・田原市都市計画マスタープラン【街づくり推進課】 ・健康たはら21計画中間評価改訂案【健康課】 ・たはら食育推進計画2016【農政課】 ・田原市生涯学習推進計画【生涯学習課】 ・田原市地域公共交通戦略計画【市民協働課】 ・田原市議会基本条例【議事課】 ・田原市保育所運営実施計画、田原市次世代育成支援行動計画【子育て支援課】H22年度 継続 ・パブリックコメントを実施するうえで、閲覧場所の増加、意見募集開始前の告知、ケーブルテレビで告知、年間予定をHPで公表している。 ※意見募集期間等の制度内容については、他市との比較や実効性を考慮し、現状の制度が妥当と判断。ただし運用上の工夫で合理化できる部分は対応。【広報秘書課】	・田原市総合計画【政策推進課】 ・たはらエコガーデンシティ推進計画【エコエネ推進課】 ・田原市快適環境づくり条例【清掃管理課】 ・田原市景観計画【街づくり推進課】 ・たはら21新農業プラン【農政課】 ・田原市男女共同参画推進プラン【市民協働課】(予定) ・第9次田原市交通安全計画【市民協働課】

f. 市民意見の提案制度

平成19年当時の現状	取り組むべき内容(目標)	達成度	具体的な取り組み内容(※主に平成20年以降の改善した取組)	平成24年度の新規取組
◆市民からの意見・提案は、市役所・支所等に設置された『提言箱』、田原市ホームページ投書コーナー『市民の声』などで集められた後、関係各課に送付(定期的に部長会議で報告)され、関連施策に反映するとともに、提案者に回答しています。	○現行の提案制度を充実しつつ、日常業務で寄せられる意見を含めて、市民の意見・提案に対し、市から十分な説明が行われ、意向を反映した取組が進められるような対応方法を研究します。	◎	H23年度までの取組 ・市民から寄せられる提言等へ対応するため、「市民の声取扱要綱」を施行(H21) 公共性のある提言と回答を公開(H22～・市HP)している。 ・地域コミュニティ連合会からの要望により、全校区市民館に提言箱を設置(H23) 継続 ・提言箱、インターネット等を通じて寄せられる市民の意見は、事務の参考とするとともに提案者に回答。概要を部長会議で報告し、市役所内で情報の共有を行なっている。市の方向性を提案者に十分説明し、市民等からの意見を反映した事務事業を行っている。【広報秘書課】	

g. 意見交換のための会議開催

平成19年当時の現状	取り組むべき内容(目標)	達成度	具体的な取り組み内容(※主に平成20年以降の改善した取組)	平成24年度の新規取組
◆各分野の関係団体で構成する協議会の設置、地域コミュニティ団体を中心とする行政懇談会の開催、各種団体が主催する総会等への出席により意見把握に取り組んでいます。	○市民協働会議を始めとする各種協議会の設置、行政懇談会の開催、各種会議等への出席により、各種団体の個別意見及び総意の把握に努めます。	◎	<p>H23年度までの取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H22年度には、小規模園の保護者代表者等との意見交換会を実施。【子育て支援課】 ・学校運営協議会を立ち上げ、アクションプランを設定。(H20～H22年度)【福祉専門学校】 <p>継続</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各コミュニティ協議会が主催する行政懇談会に市長以下、関係部長が出席し、地域との意見交換を行っている。また、まちづくりアドバイザーも同席し、地域の意見の把握に努めている。【市民協働課】 ・保育所規模適正化・民営化の推進のため、保育所保護者会役員との意見交換会を実施している。また、新保育所建設に向け、関係地域、関係保護者代表を集めて意見交換を実施している。【子育て支援課】 ・健康たはら21計画ワーキング会議、子育てネットワーク会議において、グループワーキングを中心に、幅広い意見が出るように工夫している。メンバーは、全体が網羅できるよう各方面の関係団体からの参加を要請。【健康課】 ・田原市総合計画の改定にあたり、市民会議を開催し、個人・団体・地域コミュニティの参画を得て見直しを行う。【政策推進課】 ・田原臨海企業懇話会を開催し、田原臨海部、三河港の基盤整備、臨海道路における交通渋滞の問題について、意見収集・意見交換を行う。【企業立地推進室】 ・たはらエコガーデンシティ構想推進協議会、たはらエコガーデンシティ地域協議会、渥美半島菜の花浪漫街道パートナーシップ会議を開催【エコエネ推進課】 ・田原市地域福祉計画策定のため、社会福祉協議会とともに複数の地域において、自治会・敬老会等と地域福祉についての意見交換を行った。【地域福祉課】※継続予定 ・渥美地域総代連絡協議会を開催し、渥美地域の校区会長や自治会長との意見交換・連絡調整の場を設ける。【地域課】 ・既成市街地再生整備事業で、福江・清田地区地域整備検討会を設立し、委員の意見を聞きながら計画作成準備を行う。【街づくり推進課】 ・自主防災会防災事務連絡会を開催し、地域の防災課題について意見交換を行う。【防災対策課】 ・議会報告会を開催し、市民と市議会が意見交換を行う。【議事課】 ・田原市立田原福祉専門学校評議会を設立し、安定的・効率的な運営を図るため、進行管理審議等を行う。【福祉専門学校】 ・農政に関連する各種団体の会議に参加し、現場の意見や情報収集を行う。【農政課】 	<ul style="list-style-type: none"> ・たはらエコガーデンシティ推進計画策定委員会を開催【エコエネ推進課】 ・小規模園、近隣園の保護者との意見交換会を開催【子育て支援課】 ・保育所選定委員会に保護者代表を含め、保護者への説明 ・意見交換会を開催【子育て支援課】 ・地域公共交通調査検討会開催【市民協働課】

h. アンケート調査

平成19年当時の現状	取り組むべき内容(目標)	達成度	具体的な取り組み内容(※主に平成20年以降の改善した取組)	平成24年度の新規取組
◆総合計画の実現状況を把握する市民意識調査(3年ごと市民・団体・事業者別に実施)、各分野のアンケート調査(定期又は随時)によって、統計的に市民意識等を把握しています。	○施策実施における客観的根拠資料となるように、アンケート等の調査方法(実施時期・対象・設問・回答方式等)を改善するとともに、回答率の向上を図ります。また、他の都市との比較など多面的な評価と複合させ、本市の強み・弱みを把握します。	◎	<p>H23年度までの取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民意識調査を実施し、市民の声を施策推進に反映した。H22年度実施(3年に一度実施)【政策推進課】 ・企業の操業状況や立地動向等を把握し、企業誘致活動に生かす企業立地アンケート調査を実施【企業立地推進室】 ・田原市広報アンケートを実施し、広報紙・HP・CATV市政番組の効果測定やニーズ調査を行った。(H21年度)【広報秘書課】 ・田原市男女共同参画推進プランの改訂のための市民意識調査において、国・県が行った同種の調査と比較できるよう設問を設定した。(H23年度)【市民協働課】 ・公共交通機関利用実態調査を市内高校生を対象に実施し、市内の公共交通機関の活性化を図った。(H23年度)【市民協働課】 ・たはらエコガーデンシティ推進計画改定業務について、アンケートを実施【エコエネ推進課】 ・ごみに関する市民アンケート調査実施(H23年度)【清掃管理課】 ・高齢者福祉事業等実態調査(愛知大学と連携。アンケート回答者かた抽出して訪問調査を実施)(H22年度)【高齢福祉課】 ・健康たはら21計画における健康・意識調査において、健康日本21あいち計画と比較できるよう内容を検討した。【健康課】 ・子育て支援に関するアンケート調査、保育に関する保護者アンケートを実施(H21年度)、夏季土日特別保育に関する需要アンケート(H23年度)【子育て支援課】 ・イベント参加者を対象としたアンケート調査において、属性、交通手段、来訪目的・理由、イベント内容に対する意見など、マーケットを意識し、どこからどのような層が来ているかなど調査【商工観光課】 ・福江校区まちづくり推進協議会調査(H20)、市街化調整区域意識調査(H20)、伊良湖地区まちづくり意見交換会(H22)、田原市景観意識調査(H22)、赤羽根まちづくりビジョンに関する調査(H23)を実施【街づくり推進課】 	<ul style="list-style-type: none"> ・快適な生活環境の保全に関する調査実施【清掃管理課】 ・生活交通ネットワーク計画【市民協働課】

(2)行政活動における協働に関する実績調査

a. 地域コミュニティ団体との協働(委託)

平成19年当時の現状	取り組むべき内容(目標)	達成度	具体的な取り組み内容(※主に平成20年以降の改善した取組)	平成24年度の新規取組
<p>◆地域コミュニティ団体には、ごみ収集場の管理、交通安全の啓発活動、広報たはら等の文書配布、公園・排水施設の管理などに加えて、イベントや講演会への参加や公職委員の推薦など地域関係事項について幅広く依頼し、協力を得ています。</p> <p>◆地域コミュニティ団体においては、市からの依頼業務や行事参加が大きな負担となり、団体自身が抱える地域課題への対応に手が回らないという苦情も聞かれます。</p>	<p>○市各課からの依頼事項を整理するとともに、自治会等の規模・能力に応じた依頼内容の弾力化や、予め年間の依頼事項を提示するなど、負担軽減を検討します。</p> <p>○地域コミュニティ団体の抱える課題を考慮し、市からの依頼事項に取り組むことにより、地域課題も同時解決できるように工夫します。</p>	◎	<p>・地域文書配布における配布文書の基準を作成、各戸配布や回覧等の件数を削減し、コミュニティ団体の負担軽減を図った。【総務課】</p> <p>・市各課からの自治会等へ依頼業務、行事参加等に対する負担軽減を図るため、平成23年4月の地域コミュニティ連合会理事会对して、各校区、自治会への依頼事項などについて、あらかじめ年間スケジュールを提示した。【市民協働課】</p> <p>・西部児童館と白鳩児童遊園をH23年度廃止し、地元に移管【子育て支援課】</p>	
		◎	<p>・農地・水・環境保全向上対策支援事業において、地域ぐるみで行なう農業用施設の維持管理を支援している。本年度から、向上活動支援として、水路・農道等の長寿命化のための活動についても支援している。【農政課】</p> <p>・廃棄物減量等推進員を各自治会に配置し、地域の廃棄物の適正処理及び減量化を推進する。【清掃管理課】</p> <p>・災害時のため、渥美地域の排水機場運転管理委託、桶門管理委託を地元自治会へ委託する。【地域課】</p> <p>・児童遊園の維持管理を地元自治会へ委託【子育て支援課】</p> <p>・スポーツ推進員、青少年健全育成推進員等の推薦を地域コミュニティに依頼【生涯学習課】</p> <p>・地域運動公園等の管理を委託【生涯学習課】</p>	

b. 地域コミュニティ団体からの要望への対応

平成19年当時の現状	取り組むべき内容(目標)	達成度	具体的な取り組み内容(※主に平成20年以降の改善した取組)	平成24年度の新規取組
<p>◆地域コミュニティ団体の持つ地域課題(生活環境の整備、諸制度の改善等)に関する要望は、行政懇談会、校区総代会、代表者による随時の申出によって行われています。</p> <p>◆市の機関では、総務課又は各事業課において、これらに対応するとともに、平成19年度からは校区まちづくりアドバイザーに連絡機能(地域の希望把握)を持たせています。</p>	<p>○地域コミュニティ団体の要望内容を確認・整理するとともに、一緒になって対応策や制度改善に取り組めます。また、市の機関が実施する個々の施策についても、全体の公平性等を確保しながら、その地域に即した進め方を検討します。</p>	◎	<p>・行政懇談会、コミュニティ協議会、代表者により随時要望等が行なわれている。また、市職員を校区まちづくりアドバイザーとして派遣し、市と地域コミュニティ団体との連絡調整機能を持たせている。【市民協働課】</p> <p>・市職員に対して、一市民として、自治会等の地域コミュニティ団体の活動や環境整備、防災訓練、スポーツ大会などの市民公益活動や親睦活動への積極的な参加の呼びかけを行なっている。【市民協働課】</p> <p>・保安林等を有するコミュニティ団体からの整備の要望に対し、国・県と連携して治山、造林等の対応を行う。【農政課】</p> <p>・田原市地域コミュニティ連合会から、地域活動の活性に向けた提案が挙げられ、検討を行っている。【市民協働課】</p>	<p>・田原市地域コミュニティ連合会主催の校区対抗スポーツ交流大会は、スポーツ振興の視点から内容を拡大し、共催で実施【市民協働課】</p>

c. 特定業務の外部委託(市指定委託)

平成19年当時の現状	取り組むべき内容(目標)	達成度	具体的な取り組み内容(※主に平成20年以降の改善した取組)	平成24年度の新規取組
<p>◆専門資格を要する市の業務の実施に関しては、多様化への対応や効率性の観点から、有資格者の採用や職員の資格取得による対応から、外部委託(事業者等)による対応に切替えています。</p> <p>◆公共施設等における専門性を活かしたサービスと効率性の向上を目指して、事業者や市民活動団体による指定管理者制度を導入しています。</p>	<p>○指定管理者制度を含む既存の委託に加え、協働対象事業のリストアップ、責任・成果の割り振りなど制度のあり方を検討し、業務内容に応じた協働の推進を図ります。</p>	○	<p>・平成21年度、市全課室を対象に委託事業調査を行い、協働対象事業のリストアップを行い、市民提案型委託事業の制について検討。平成22年度に運用を開始した。【市民協働課】</p> <p>・市民協働のまちづくりを推進するため、提案型委託制度の積極的な活用を依頼している。【市民協働課】</p>	<p>・H24年度にて指定管理期間が終了するが、その後の指定管理について、有効な方法を検討【生涯学習課】</p>

d. 市民等からの提案による協働事業(外部委託)

平成19年当時の現状	取り組むべき内容(目標)	達成度	具体的な取り組み内容(※主に平成20年以降の改善した取組)	平成24年度の新規取組
◆市の機関が実施すべき業務について、市民活動団体の提案により実施(団体が受託)している事業は、生涯学習分野などに見られますが、広く提案に対応する制度はありません。	○市民・市民活動団体・事業者の側からの提案による協働事業の実現に向けて、競争入札対象業務との公平性を確保するとともに、経費算定・期待される成果・確認などの仕組みを検討し、早期実施を図ります。	◎ 継続	・平成22年度から提案型委託制度(テーマ提示・自由テーマ型)の運用を開始。【市民協働課】 ・文化ホール支援事業として、市民が提案企画運営する事業を支援する。平成21年度より、支援事業に対して、託児ボランティアの派遣を実施。支援の幅を広げている。【生涯学習課】	

e. 様々な協働形態の導入

平成19年当時の現状	取り組むべき内容(目標)	達成度	具体的な取り組み内容(※主に平成20年以降の改善した取組)	平成24年度の新規取組
◆市の施策のなかで、市民・団体等と一緒に取り組まないと成果を上げられない業務などにおいては、協議会等を設けて調整を図っています。 ◆柔軟な対応が必要となるイベント等では、市民等による実行委員会方式で実施しています。	○業務内容に応じて、実行委員会方式のほか、市民等の得意分野を活かせるような協働方式の導入に取り組めます。 ○PFI(プライベート・ファイナンス・イニシアチブ)、PPP(パブリック・プライベート・パートナーシップ)などの行政と民間の特性・能力等を活かした方式による業務実施を進めます。	◎ H23年度までの取組 継続	身近な公共区間である道路、公園、河川及び緑地等の環境美化清掃について、市民等が里親になってボランティアで管理するアダプトプログラム(里親制度)を実施し、環境美化意識の高揚、ボランティア活動の活性化を図り、市民との共同によるまちづくりを推進する。【維持管理課】 ・平成21年度、民間建物の耐震化が進まない中、建設関連業者による団体(田原安全・安心住まいる会)と連携して耐震の促進に向けて啓発活動を行った。【建築課】 ・民間のノウハウや技術的能力を活用し、事業コストの削減や質の高い公共サービスの提供が期待できるPFI手法による新給食センターを整備していくことを決定。【教育総務課】 ・田原臨海企業懇話会が、市やNPOの実施する協働活動(CSR活動)に組織的に取り組む。【企業立地推進室】 ・アルゼンチンアリ防除、イノシシ被害対策のための対策協議会を組織し、地区住民との話し合いの場を設けている。【環境衛生課】 ・中部・北陸 実業団対抗駅伝競走大会は、校区や自治会との協働体制を築いて行う。【生涯学習課】	

(3) 市民参加・協働状況の公表

a. 協議会議への報告・一般公表

平成19年当時の現状	取り組むべき内容(目標)	達成度	具体的な取り組み内容(※主に平成20年以降の改善した取組)	平成24年度の新規取組
◆市民参加・協働については、個々に状況を公表しているものもありますが、これらをまとめて公表しているものはありません。	○毎年、市民参加・協働状況を項目別に取りまとめ、協議会議や一般市民に公表し、参加・協働への取り組み方の検討資料として活用できるようにします。	◎ 継続	・協議会議において、「市民協働まちづくり方針」に掲げる市の機関の役割に対し、各課の取組状況を整理・報告。市民に公開している。また、方針の見直しに向けて現状確認と課題・問題点の整理を行っている。【市民協働課】	

区分2【指針その4】 市民公益活動の支援に関する実績

- 市民協働まちづくり条例における市の機関の責務
- ④ 市民公益活動における市民協働が促進されるように取り組む。【条例第10条】
 - ⑤ 市民公益活動が促進されるように、活動環境を整備する。【条例第11条】
 - ⑥ 市民公益活動が促進されるように、活動情報の発信に協力する。【条例第12条第1項】
 - ⑦ 市が保有する市民公益活動に必要な情報を提供する。【条例第12条第2項】
 - ⑧ 市民公益活動に対し、必要に応じて、人的支援、財政的支援等を行う。【条例第13条】

(1)活動環境の整備

a. 施設等の整備・利用改善

平成19年当時の現状	取り組むべき内容(目標)	達成度	具体的な取り組み内容(※主に平成20年以降の改善した取組)	平成24年度の新規取組
<p>◆活動拠点として、文化会館、各種公園、運動施設に加え、各校区に市民館等を整備するとともに、インターネットによる公共施設予約システムによる利便性の向上に取り組んでいます。</p> <p>◆社会教育団体連絡協議会において、公共性の高い行事について、文化会館等を利用するイベント等の開催日程・場所の事前調整を行っています。</p>	<p>○公共施設の効率的な施設運営・利用のあり方及び利便性の向上を検討します。</p>	○	<p>H23年度までの取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会教育施設において、夏期に屋外施設の早朝開放を実施。施設の利用促進を図るため、開設時間の拡大を検討・実施した。【生涯学習課】 <p>継続</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習施設の利用調整については、社会教育団体連絡協議会において、大会等行事の年間調整を継続している。【生涯学習課】 ・東日本大震災による被災者への野菜や各種物資の仕送りのため、一時管理を行うための施設を貸し出した。【地域福祉課】 ・市民公益活動の促進を図るため、各公共施設に、市民活動支援センターの機能(市民公益活に対する相談業務など)が果たせないか検討する。【市民協働課・生涯学習課・福祉課】 	

b. 市民公益活動の環境整備

平成19年当時の現状	取り組むべき内容(目標)	達成度	具体的な取り組み内容(※主に平成20年以降の改善した取組)	平成24年度の新規取組
<p>◆ソフト面の環境整備として、市民等が安心して市民公益活動に取り組めるように、市において社会活動災害補償制度を設け、一定の範囲内で傷害等の補償をしています。</p>	<p>○公益性の高い活動について、社会活動災害補償制度を継続し、主催者及び参加者の傷害等に対応する体制を整えるとともに、参加者の自己責任と、公益活動として支援する部分を実態に即して明確化します。</p>	◎	<p>・市民等が安心して市民公益活動に取り組めるように、市において田原市社会貢献活動災害補償制度を設け、一定の範囲内で傷害補償をしており、公益性の高い活動中への補償制度を継続する。一方、スポーツ活動など自己啓発、自己研鑽、健康増進、技術向上、親睦等の割合が高いと市が判断する活動については補償対象外とした。【市民協働課】</p>	

(2)情報提供

a. 市民公益活動の市民等への情報提供

平成19年当時の現状	取り組むべき内容(目標)	達成度	具体的な取り組み内容(※主に平成20年以降の改善した取組)	平成24年度の新規取組
<p>◆公益性の高い活動(共催・後援事業等)については、可能な範囲内で、広報たはら、市ホームページ等で紹介するとともに、自治会を通じた回覧・配布文書、公共施設等へのポスター掲示により、市民へのPRに協力しています。</p>	<p>○市民等への市民公益活動の情報提供について、対象となる活動と提供方法に関するルールづくりを検討するとともに、自治会を通じた配布・回覧文書などにおいては、単に情報量を増やすだけでなく、情報を受け取りやすくなるように工夫します。</p>	○	<p>継続</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報たはらの市民活動のページにおいて、公益活動の情報等を掲載。地域活動団体の取組も継続的に紹介する。消防かわら版、男女共同参画ニュース等を広報紙上に取り込み、地域の配布負担軽減を図っている。【広報秘書課】 ・広報たはら、議会だより等を地域で全戸配布する。【総務課】 ・公益性の高い活動(共催・後援事業等)について、学校・市民館・生涯学習事業等で市民へのPRに協力している。【生涯学習課】 ・農業に関する情報(チラシ等)は、非農家には関係がないものが多いため、JA愛知みなみの広報を通じて行っている。【農政課】 ・一人暮らし高齢者の見守り活動を行う地区自治会に対し、対象者把握の参考とするよう、申請に基づき、住民基本台帳上の一覧を交付している。【高齢福祉課】 <p>※市民等への市民公益活動の情報提供について、対象活動、提供方法に関するルールづくりは進んでいない。</p>	<p>・広報たはらへの情報の集約をすすめ、チラシ等の配布数を抑制し、市民が情報を受け取りやすくする。【総務課】</p> <p>・子育て支援情報用の掲示板を設置し、子育てサークル等の市民活動の情報を提供する。【健康課】</p>

b. 行政情報の提供

平成19年当時の現状	取り組むべき内容(目標)	達成度	具体的な取り組み内容(※主に平成20年以降の改善した取組)	平成24年度の新規取組
<p>◆市で把握できる市民活動団体に有益な国県等の情報は、出来る限りお知らせするようにしています。</p> <p>◆市が保有する住民情報等は、個人情報保護法・条例の取り扱い基準に従う必要があり、現状として市民活動団体には提供していません。</p>	<p>○市民活動団体の活動情報や国県市などの各種支援施策の積極的な伝達や市が保有する住民情報の提供の是非を検討します。</p>	◎	<p>H23年度までの取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報に市民活動のページを設けるなど、紹介の媒体や頻度を増加 【広報秘書課】 ・地域コミュニティ団体より、平成23年度に入り、住民基本台帳関係の問い合わせが増加。閲覧に関する要項に基づき、積極的に対応している。【市民課】 ・自治会が福祉活動推進事業を実施する場合、田原市個人情報保護審査会の個人情報の例外的取扱いの答申を受け、自治会からの申請により、65歳以上のひとり暮らし高齢者の名簿の貸与が可能となった。【福祉課】 <p>継続</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市で把握できる有益な情報は、広報紙、チラシ等により、できる限りお知らせするようにしている。市民活動支援センターのホームページの開設により、更なる情報提供に努めている。【市民協働課】 ・市民活動団体に有益な国や県の情報をお知らせする。【生涯学習課】 	

(3) 人的・財政的支援等

a. 市民公益活動への人的支援

平成19年当時の現状	取り組むべき内容(目標)	達成度	具体的な取り組み内容(※主に平成20年以降の改善した取組)	平成24年度の新規取組
◆人材育成に役立つ講演会・講座等の開催、市民活動支援センターによる活動相談やまちづくりアドバイザー(担当職員)の派遣などによる相談業務を行っています。	○市の機関の職員等が各種団体に参加する機会をできるだけ多く設け、市民等と市役所の相互理解や信頼の構築を進めるとともに、自らの見識の向上も図ります。	◎	継続 ・市政ほーもん講座・市政びーあーる講座は、ニーズが高くより実効性のあるメニューやテーマを選定している。【広報秘書課】 ・校区まちづくりアドバイザーとして各校区へ市職員の派遣を行なっているが、市民等と市役所の更なる相互理解や信頼の構築、自らの見識の向上を図るため、市職員が市民公益活動に参加する機会を多く設けるよう呼びかける。【市民協働課】 ・愛知大学との連携事業により、市内の市民活動団体が行う活動に対して、第三者による活動体験、アンケート調査を実施し、田原市の市民活動の現状と次への展開などを踏まえた報告書を作成する。受け入れ側の団体にとっても自己評価の機会となると考えている。【市民協働課】 ・NPO主催のフォーラムに職員を派遣し、運営補助および意見交換の場への参加を行っている。【地域福祉課】	

b. 市民公益活動への財政的支援

平成19年当時の現状	取り組むべき内容(目標)	達成度	具体的な取り組み内容(※主に平成20年以降の改善した取組)	平成24年度の新規取組
◆地域コミュニティ団体や各分野の団体に対して、市の施策の推進に関連した補助金が支出されています。	○“市民の手”によるまちづくりを推進するため、市民公益活動への補助金の交付など効果的な活動支援に取り組めます。また、市民協働まちづくり基金を活用し、事業の継続性や他の支援とのバランス等を検討しながら市民公募型補助事業を導入します。	◎	継続 ・平成21年度より、基金の運用益を活用した公募型補助制度「市民協働まちづくり事業補助金」を創設。市民提案による、これまで支援されていない公益性の高い事業に対し支援を行っている。他の支援制度との整合性を図るため、田原市の補助金適正化ガイドラインに沿った運用としている。【市民協働課】 ・必要に応じて、各課において市民公益活動への支援制度の創設検討を依頼。支援制度の創設に当たっては、広く市民から提案を募集する公募型支援制度とするよう依頼。【市民協働課】 ・各種団体へ、活動が効率的に行われるよう、補助金を支出【生涯学習課】 ・一人暮らし高齢者の見守り活動を支援するため、福祉活動奨励金を交付【高齢福祉課】 ・自主防災会の活動・施設整備に対し、奨励金や補助金を交付【防災対策課】	

c. 市民公益活動へのその他の支援

平成19年当時の現状	取り組むべき内容(目標)	達成度	具体的な取り組み内容(※主に平成20年以降の改善した取組)	平成24年度の新規取組
◆市の施策に合致する市民公益活動(イベント等)については、共催又は後援し、施設利用の減免や活動のPRに取り組んでいます。	○共催・後援等の取り扱いを明確化するとともに、優良活動表彰制度や公的認証制度の検討など市民公益活動の促進策に取り組めます。また、市民ニーズを把握し、必要となっている市民公益活動を活性化させるための支援メニューを検討します。	○	H23年度までの取組 ・各種団体が行う公益性の高い活動へ共催・後援の承認を行っている。平成23年度より後援等取扱要綱を施行し取り扱いを明確化した。【広報秘書課】 継続 ・市内のNPO等に対し、各団体が提供可能な事業の調査を行いメニュー化、コミュニティ団体へ提供。市民活動団体とコミュニティ団体の連携により、地域課題の解消の促進を期待する。【市民協働課】 ・子育てサークルへ出張し、育児相談を実施している。また、市の事業「赤ちゃんサロン」へ子育てサークルに参加してもらい、サークル活動のPRの場を提供している。【健康課】 ・各課室において、共催・後援の承認を行っている。 ※優良活動表彰、公的認証制度などの検討は進んでいない。	

(4) 市民間協働の支援

a. 市民間協働の促進のための支援

平成19年当時の現状	取り組むべき内容(目標)	達成度	具体的な取り組み内容(※主に平成20年以降の改善した取組)	平成24年度の新規取組
◆市の機関は、市民公益活動における市民等の連携を進めるため、市民活動支援センターの設置や活動をPRするイベント「しみのひろば」の開催を支援しています。	○市民公益活動における連携の意向(他の団体に対する協力要請等)や実現状況を把握するとともに、連携・協力・支援が進められるように情報ネットワークの形成や活動・人材情報の把握・提供に取り組めます。	◎	継続 ・平成22年度から市民活動支援センターを直営とし、市職員及び市民活動経験者(市民活動推進スタッフ)で運営。行政とのコーディネートを進めを図った。また、東三河5市で運営する市民活動サイト「どすごいネット」の利用促進、市民活動支援センターのホームページ、広報誌の発行により、市民活動団体同士の連携に関する情報収集・提供に取り組んでいる。【市民協働課】	

区分3【指針その5】 地域コミュニティ活動の振興に関する実績

■市民協働まちづくり条例における市の機関の責務

- ⑨ 地域コミュニティ団体の振興策を立案・実施する。【条例第17条第1項】
- ⑩ 行政課題について、地域コミュニティ団体により集約された意見に配慮する。【条例第17条第2項】

(1)地域コミュニティ団体の振興 ②市の機関の支援

a. 地域コミュニティ団体の振興策

平成19年当時の現状	取り組むべき内容(目標)	達成度	具体的な取り組み内容(※主に平成20年以降の改善した取組)	平成24年度の新規取組
◆平成18年度に田原市地域コミュニティ振興計画を策定するとともに、総務課市民協働係において、連絡の調整や活動の支援を行っています。	○市は、地域コミュニティの位置付けやあり方の検討、まちづくり計画の策定支援、活動拠点の充実、補助金等支援制度・委託業務の最適化など、地域コミュニティ振興計画に掲げる取組の実現に努めます。	◎	継続 ・平成23年度、地域コミュニティ支援制度の見直しを行なった。地域において効果的で活用しやすい支援制度を目指す。【市民協働課】 ・まちづくりアドバイザーとして、市職員(61名)を20校区に派遣し、校区まちづくり計画の推進・計画改訂補助、地域課題への対応、市との連絡調整などを行なっている。【市民協働課】	

b. 地域コミュニティ団体の意見の反映

平成19年当時の現状	取り組むべき内容(目標)	達成度	具体的な取り組み内容(※主に平成20年以降の改善した取組)	平成24年度の新規取組
◆地域に影響の大きい市の施策は、計画・実施に際し、校区や自治会を対象とする説明会を開催して、地域住民の意見を把握・対応しながら進めています。	○市の施策において、地域への影響や関わりが大きなものについては、自治会や校区等で民主的な方法で集約された地域意見に配慮しながら進めていきます。 また、市全体のまちづくりの実現に留意しつつ、地域(校区)まちづくり推進計画などにおける地域の取組方針に配慮します。	◎	継続 ・毎年、校区別あるいはブロック単位で行政懇談会を開催し、まちづくりに対する地域課題などについて意見交換をしている。開催単位、手法については、地域の意見を聞きながら調整している。【市民協働課】 ・各校区まちづくり計画の実現に向けて、「地域づくり活動推進交付金」を交付し、コミュニティ協議会が自主的に取り組む地域づくり活動を支援している。【市民協働課】 ・イノシシ出没区域の自治会が集まりイノシシ対策協議会を設置。市と協働してイノシシの撲滅および被害対策の検討、意見交換を行っている。【環境衛生課】 ・保育所規模適正化・民営化の推進のため、保育所保護者会役員との意見交換会を実施している。また、新保育所建設に向け、関係地域、関係保護者代表を集めて意見交換を実施している。【子育て支援課】	

c. 地域コミュニティ団体の認定制度

平成19年当時の現状	取り組むべき内容(目標)	達成度	具体的な取り組み内容(※主に平成20年以降の改善した取組)	平成24年度の新規取組
◆条例施行以前は、財産保全のための地方自治法の地縁団体制度による認可が行われていますが、財産を持たない地域コミュニティ団体を公証する制度はありませんでした。	○地域コミュニティ団体の活性化の手段として、田原市市民協働まちづくり条例施行規則の規定項目について、現状を踏まえて定める基準以上の運営を行っている地域コミュニティ団体を認定(公証)します。 また、数年後には、すべての地域コミュニティ団体が認定団体となるように、運営の手引きを作成するなど、運営改善・活動の活性化に関する支援に取り組めます。	○	継続 ・地域コミュニティ団体の認定が促進されるよう、各地域の取組方針に配慮した運営改善・活動の活性化に関する支援に取り組んでいる。【市民協働課】 ❖認定状況(平成24年4月現在) 校区コミュニティ協議会 20団体 校区 6校区 自治会 4自治会	

区分4【指針その6】 市民協働まちづくり基金の活用に関する実績

■市民協働まちづくり条例における市の機関の責務

- ① 市民の連帯強化、市民公益活動の促進に財源を確保するため、基金を設置する。【条例第10条第1項】
- ② 基金の運用から生ずる収益は、第1項に定める目的の経費に充てるものとする。【条例第17条第4項】

(1)基金のあり方

a. 合併特例債積立部分の管理・運用

平成19年当時の現状	取り組むべき内容(目標)	達成度	具体的な取り組み内容(※主に平成20年以降の改善した取組)	平成24年度の新規取組
	○市の合併に対する国の支援として用意された手法(合併特例債による借入)を中心に原資を積み立てるため、この部分の取崩しは原則的にできません。 ○原資を定期預金等で運用し、その運用益によって市民のネットワークの構築、地域振興及び市民公益活動の促進を図ります。	◎	継続 ・市民協働まちづくり基金の運用益を活用し、市民公益活動の促進を図るため、公募型補助金「市民協働まちづくり事業補助金」制度、市民活動のすそ野拡大、担い手の人材育成を目的とする「人材養成支援制度」を創設した。また、市民活動団体交流会「しみんのひろば」、市民活動支援センターの運営費に充当している。【市民協働課】	

b. 一般寄付等による積立部分の確保・運用

平成19年当時の現状	取り組むべき内容(目標)	達成度	具体的な取り組み内容(※主に平成20年以降の改善した取組)	平成24年度の新規取組
	○この基金は、市民等の寄付による積み立ても出来ますので、市民公益活動の支援財源を確保するため、寄付金の募集を市民に周知して行きます。 ○一般寄付等によって積み立てられた原資は、取り崩して使うことも、運用益を利用することも可能ですので、ニーズに応じて振り分け、活用して行きます。	×	継続 ※現在寄付金を募ることは行っていない。必要性を検討する。	

(2)基金運用益の活用のあり方

a. 市の機関が実施する関係事業への基金運用益等の充当

平成19年当時の現状	取り組むべき内容(目標)	達成度	具体的な取り組み内容(※主に平成20年以降の改善した取組)	平成24年度の新規取組
◆平成20年度の基金運用益(約100万円)は、市が市民活動を振興するために設置している市民活動支援センターの事業費用(委託料等)に活用します。	○毎年度の発生する基金運用益等は、設置目的(市民のネットワークの構築、地域振興及び市民公益活動の促進)に即して、まず、市民公益活動(公募)の補助経費に充当し、残額は基金の目的に即して実施される市の関係事業の財源又は基金積み立てに利用します。	◎	継続 ・市民協働まちづくり基金の運用益を活用し、市民公益活動の促進を図るため、公募型補助金「市民協働まちづくり事業補助金」制度、市民活動のすそ野拡大、担い手の人材育成を目的とする「人材養成支援制度」を創設した。また、市民活動団体交流会「しみんのひろば」、市民活動支援センターの運営費に充当している。【市民協働課】	

b. 基金運用益等を活用した市民公益活動の支援

平成19年当時の現状	取り組むべき内容(目標)	達成度	具体的な取り組み内容(※主に平成20年以降の改善した取組)	平成24年度の新規取組
◆市は、過去に市民提案型補助制度を設けていましたが、応募者の特定化などの問題が生じたため、これを廃止し、現在は活動への助言アドバイスなどの支援に切り替えています。	○市民公益活動の活性化や協働意識の向上に対応するために、他の補助制度との均衡を図りつつ、基金運用益等の範囲内で市民公募型市民公益活動支援制度を設けます。 ○市民公益活動の現状と課題を踏まえ、この活動の活性化を実現するための補助制度を検討します。	◎	継続 ・平成21年度より、基金の運用益を活用した公募型補助制度「市民協働まちづくり事業補助金」を創設。市民提案による、これまで支援されていない公益性の高い事業対し支援を行っている。他の支援制度との整合性を図るため、田原市の補助金適正化ガイドラインに沿った運用としている。【市民協働課】 ・各主体(市民、市民活動団体、事業者、市の機関)の代表で構成する「市民協働まちづくり会議」において、制度運用の見直しを行ない、より利用しやすい制度を目指している。【市民協働課】	

田原市の市民協働まちづくり事業補助金

【平成24年度】

《 応募の手引き 》

応募期間

平成24年3月1日(木) ~ 4月 9日(月)必着

田原市市民環境部市民協働課

田原市の市民協働まちづくり事業補助金とは

市は、市民の連帯強化、地域振興及び市民公益活動の促進を図ることを目的に、田原市市民協働まちづくり条例（平成20年3月26日条例第1号）第19条の規定に基づき、田原市市民協働まちづくり基金を設置しています。

「田原市の市民協働まちづくり事業補助金制度（素案）」は、市民活動団体が提案するこれまで支援されていない公益活動分野で、その活動の自立を促し、目的を達成するため、市民活動団体が実施する事業に対して、基金の運用から生ずる収益及び一般寄付の積立額の範囲内において、必要経費の一部を補助するものです。

1 対象となる事業及び事業の分野

- ・対象となる事業は、地域で抱える社会的課題の解決に向けて、公共性及び公益性が高いと認められる若しくはそうした期待がされる次のいずれにも該当する事業です。

(1) 市内で実施される事業又は市民に対して実施される事業

(2) 事業の計画、事業の効果及び収支計画が明確である事業

- ・対象となる事業の分野は、先駆性及び創意工夫など市民感覚の柔軟なアイデアや発想のある次のいずれかに該当する事業です。

(対象17分野)

- 1 健康、医療又は福祉の増進を図る事業
- 2 社会教育の推進を図る事業
- 3 まちづくりの推進を図る事業
- 4 学術、文化芸術又はスポーツの振興を図る事業
- 5 環境の保全を図る事業
- 6 災害救援活動事業
- 7 地域安全活動事業
- 8 人権の擁護又は平和の推進を図る事業
- 9 国際協力の活動事業
- 10 男女共同参画社会の形成の促進を図る事業
- 11 子どもの健全育成を図る事業
- 12 情報化社会の発展を図る事業
- 13 科学技術の振興を図る事業
- 14 経済活動の活性化を図る事業
- 15 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する事業
- 16 消費者の保護を図る事業
- 17 各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言若しくは援助の活動事業

2 対象外となる事業

- ・対象となる事業でも、以下の事由に該当する場合は補助対象になりません。
- (1) 専ら直接的に利潤を追求することを目的とする事業
- (2) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とする事業
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする事業
- (4) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者若しくは政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする事業
- (5) 地域への波及効果より会員相互の受益割合が高く、かつ、参加費等で十分運営可能な事業
- (6) 公序良俗に反する事業
- (7) 特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
- (8) 他の制度から補助金等の交付を受ける事業
- (9) 市の他の制度への申請が適切と認められる事業
- (10) 交付決定時において事業を着手している事業
- (11) 平成25年2月末までに完了しない事業
- (12) 過去に3回、本補助金の交付を受けている事業
- (13) その他、田原市が補助をすることが不相当と認められる事業

3 応募団体の要件

- ・応募団体の要件は、市民公益活動を行おうとする市民活動団体で、次の全ての要件に該当する団体とします。
- (1) 5人以上で構成されている団体 ※名簿添付（住所・氏名・電話番号を記載）
- (2) 市内に事務所等の拠点があり、主として市内で市民公益活動を行う団体
- (3) 申請時に記載した事業を予定どおり遂行できる団体
- (4) 適切な会計処理がなされている団体
- (5) 公開審査（4月）及び事業報告会（3月）に出席できる団体

4 応募できない団体

- ・応募団体の要件の有無にかかわらず、次の団体は応募することができません。
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体
- (2) 無差別大量殺人行為を行なった団体の規制に関する法律に規定する処分を受け

ている団体又はその構成員の統制下にある団体

(3) 政治活動や宗教上の教義を広める活動を主たる目的とする団体

(4) 公序良俗に反する団体

(5) 過去5年間、同じ構成員で3回本補助を受けている団体、または、補助事業の不執行により取消し等の処分を受けた団体

5 補助金の交付の対象となる経費、対象とならない経費

・以下の表のとおりです。なお、事業実施団体が支出したことを明確に確認する必要があります。(日付や領収書の宛名が明確になっている等)

対象経費の項目	対象となる例	対象とならない例
人件費	事業の開催のために臨時に必要なとなる専門家(相談、指導など)及び会員以外の人員への賃金	団体の構成員に対する人件費や謝礼
報償費	催し等の講師、専門家、出演者等への謝礼金	記念品、手土産代等 団体会員への謝礼金
旅費	講師、専門家、出演者等の会場までの交通費の実費	視察費、宿泊費、参加者及び団体構成員の交通費
食糧費	外部講師の食事代 会議等の茶菓子代	団体構成員への食事代
需用費	消耗品費、印刷製本費	対象事業以外の材料費、印刷製本費等
役務費	切手代や宅配便料等の通信運搬費、事業の開催時にかかる損害保険料等	対象事業以外の役務費、火災保険、地震保険、車両にかかる保険、事業開催時に参加者等が任意でかける保険料
委託料	団体構成員で行えない業務を外部に委託した費用	事業の再委託料、事務所の管理委託経費
使用料及び賃借料	事業のための会場等の使用料、事業実施にあたり必要な機材の借上料	補助対象事業以外の使用料
備品購入費	もっぱら対象事業に使用する3万以下の備品購入費	車両及び補助対象事業以外の備品購入費
その他経費	その他市長が必要と認める経費	用地取得経費、不動産登記費その他市長が社会通念上適切でないとした経費

6 補助金の交付額及び交付回数の限度等

- ・補助金の交付額は、予算の範囲内で交付します。
 - (1) 補助対象経費が40万円以下の場合・・・補助対象経費の2分の1
補助対象経費が40万円を超える場合・・・20万円
ただし、補助対象活動によって得た収入と補助金交付予定額の合計が、補助対象経費を上回る場合は、その超過分を補助金交付予定額から減額します。
 - (2) 補助金の交付額は、1,000円未満を切り捨てた額とします。
 - (3) 補助金は、単年度ごとの事業費に対して交付します。
 - (4) 複数年度にまたがる同一の事業に対する補助金の交付回数は、原則として最長3回までとなります。ただし、複数年にまたがる事業は、年度ごとの事業実績で適切な評価がなされる事業に限ります。したがって、次年度も同一事業を申請する場合は、単年度ごとの申請に基づく審査により決定します。

7 選考方法

- ・提出された申請書の書類審査と公開審査会による審査基準に基づく審査を行い、その審査結果を最大限尊重し、審査点数（50点満点）の平均点が高い団体から予算の範囲内（基金の運用益を限度）で市が決定します。なお、一定の点数が得られない場合、採択されない場合があります。
 - (1) 書類審査
 - ・市において、応募事業の補助対象事業の適否、応募団体資格の有無及び添付書類の確認をする審査です。
 - (2) 公開審査
 - ・書類審査を通過した応募団体によるプレゼンテーションを参考に市民協働まちづくり会議から選出する5名の審査会委員による所定の審査基準に基づいた審査です。
 - ・公開審査の審査基準は、公益性、必要性、連携性、先駆性、事業費の妥当性、発展の可能性、実現の可能性、自立継続性の8項目が審査基準となります。
 - ・審査点数（50点満点）の平均点が高い団体から予算の範囲内（基金の運用益を限度）で補助します。
 - ・公益性及び必要性の点数については、評価点を2倍して計算します。
 - ・公益性及び必要性の項目が、審査員の一人でも0点を付けた場合、他の項目で高い点を得ていても補助対象とはしません。
 - ・審査の参考として、既存の補助制度との関係や市の施策との適合の有無など市の関係部署の意見を添付します。

(審査点数)

点数	5	4	3	2	1	0
評価	補助対象として、特に適している	補助対象として、適している	補助対象として、普通である	補助対象として、劣るところもあるが一応可である	補助対象として、疑問がある	補助対象とすべきでない

(注) 公益性及び必要性の審査点数は、2倍にして計算します。

(公開審査基準)

評価項目	評価の着眼点	点数
公益性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域振興に寄与する活動か ・ 社会に貢献する活動か 	10点
必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域で抱える社会的な課題を的確に捉えているか (どういった課題のために、誰のために) ・ 社会情勢に応じてニーズは高いか ・ この補助制度で支援すべきか 	10点
連携性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民の連帯強化を図れるか ・ 地域コミュニティ団体、非営利活動団体、ボランティア団体その他の団体との連携があるか 	5点
先駆性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民ならではの先駆性・創意工夫・独自性などの柔軟な視点があるかどうか ・ 既に市の事業として実施していないか 	5点
事業費の妥当性	<p>事業費積算の妥当性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 積算の精度 (申請内容の収支や補助対象経費の積算は妥当か) ・ 費用対効果 (事業費が最小の経費で最大の効果を狙っているか) 	5点
発展の可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民公益活動を促進するか ・ 今後の成果の広がりが期待できる活動か ・ 課題解決の担い手づくりの裾野を広げる波及効果があるか 	5点
実現の可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の実施体制、事業計画、資金計画等が現実的、具体的であるか (あいまいな点、決まっていない事が多くないか) 	5点
自立継続性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自己資金調達 노력をしているか (寄付、協賛金呼びかけなどの努力及び参加費など受益者負担の妥当性) ・ 自立に向けた事業の継続性があるか 	5点

8 活動成果の報告会

・事業終了後、実績報告書の提出のほかに、公開により開催する事業報告会（3月上旬）を開催しますので、活動の成果を公表していただきます。なお、年度途中で中間報告をお願いする場合があります。

9 その他

・関係書類の整備、必要な指示、検査等その他補助金に関する事項は、田原市補助金交付要綱によるものとします。

・補助金の交付は、翌3月に行なう成果報告会を経た後となります。なお、早い段階で事業が完了した団体で実績報告が提出され、適正であった場合、速やかに交付することとします。

公募～事業化～事業評価の流れ

- 1 補助金事業認定申請書の提出（3月1日から4月9日まで）
※交付決定額に予算残がある場合、9月に二次募集を行います。
- 2 制度説明（市民活動支援センターにおいて随時受け付け）
- 3 書類審査結果の通知（市から通知）（4月中旬）
- 4 公開プレゼンテーションによる審査（4月下旬）…（審査会委員）
※二次募集の場合は、公開審査を10月に実施します。
- 5 審査結果の通知（市から通知）（5月上旬）
- 6 交付申請書の提出（採択された場合の本申請）（5月上旬～中旬）
- 7 交付決定の通知（5月中旬）
- 8 事業の実施（交付決定の日から翌年2月末まで）
- 9 （変更の場合）変更承認等申請、変更承認等の決定
- 10 実績報告書の提出（事業完了後20日以内）
- 11 事業報告会（2月または3月中）
- 12 交付の確定の通知（3月下旬）
- 13 交付請求書の提出（3月下旬）
- 14 補助金の振込み（4月下旬まで）

《申込み・問合せ先》

田原市 市民環境部 市民協働課

田原市田原町南番場30番地1 市役所南庁舎2F

TEL 0531-23-3504

FAX 0531-23-0180

Email: kyoudou@city.tahara.aichi.jp

平成 24 年度 市民協働まちづくり事業補助制度の状況

1. 補助制度の概要

【目的】

「田原市の市民協働まちづくり事業補助金制度」は、市民活動団体が提案するこれまで支援されていない公益活動分野で、その**活動の自立を促し、目的を達成するため**、市民活動団体が実施する事業に対して、市民協働まちづくり基金の運用から生ずる収益等において、必要経費の一部を補助する。

【対象事業】

地域で抱える社会的課題の解決に向けて、公共性及び公益性が高いと認められる若しくはそうした期待がされる事業。

- (1) 市内で実施される事業又は市民に対して実施される事業
- (2) 事業の計画、事業の効果及び収支計画が明確である事業

【対象分野】

特定非営利活動促進法に規定されている20の活動分野の事業を対象とする。

【対象とならない事業】（※抜粋）

- ・他の制度から補助金等の交付を受ける事業
- ・交付決定時において事業を着手している事業
- ・**過去に3回、本補助金の交付を受けている事業**

❖本制度の目的である市民の連携強化、市民公益活動の促進を図ること、活動の自立を促すことを目的にしていることから対象外としている。

【交付額】

- ・補助対象経費が40万円以下の場合 ⇒ 補助対象経費の2分の1
- ・補助対象経費が40万円以上の場合 ⇒ 20万円

【選考方法】

■書類審査

市民協働課において補助対象事業の適否、応募団体資格の有無および添付書類を確認

■公開審査

市民協働まちづくり会議委員から選出する審査委員会を設置

審査会における応募団体によるプレゼンテーションを受け審査実施

審査点数の平均点が高い事業から予算の範囲内において採択

審査の参考に市の施策との適合の有無など市の関係部署の意見を付す

＊平成24年度公開審査会＊

4月28日（土）午前11時から 田原文化会館にて開催

審査委員：鈴木誠（委員長）、伊藤伸浩、山田憲一、藤城啓丞、川口昌宏

【成果報告】

事業完了後、公開による事業成果報告会を開催

【相談体制】

申請手続き方法など、市民活動支援センターにおいて相談受付

2. 応募状況及び書類審査

(1) 応募状況 (別表のとおり)

平成21年度 12事業 (うち一件取下げ)
平成22年度 10事業
平成23年度 9事業
平成24年度 3事業 (二次募集予定)

(2) 書類審査の状況

- 市民協働まちづくり応募要件等の適合確認実施。

(3) 関係課による施策への適合確認

- 提案事業の関係課に対し、「市の施策と合致の有無」、「助成制度 (補助重複) の確認」、「所管課における補助制度創設予定の有無」について確認。

3. 公開審査～事業成果報告会

(1) 公開審査会

- 各応募団体からの事業説明5分、審査員からの質疑5分 計10分以内
- 提案事業に関連する市役所職員が同席 (平成23年度から)。補助制度の創設、委託事業への移行などの検討の場とする。
※商工観光課、図書館の職員が出席

(2) 審査方法

- 審査基準 (8項目) に基づく審査。審査点数 (50点満点) の平均点で順位付けを行う。「公益性」又は「必要性」に0点をつけた審査員が1人でもいた場合は不採択となる。
- 補助採択事業の決定は、審査委員の審査結果を最大限尊重し、審査点数の平均点が高い団体から予算の範囲内において市が行う。

(3) 審査結果

- 審査結果 (平均点)、順位および審査会の様子 (議事録) を田原市ホームページにて公開。
❖審査結果等の公表は、補助金を活用して団体が行う事業について、市民への説明責任を果たすため。また、評価項目ごとの審査結果を今後の事業実施および次年度以降の事業計画に生かしてもらいたい。

(4) 二次募集の実施

- 当初の提案募集において補助採択された事業費の総額が予算の範囲内に納まった場合、二時募集を行う。年間を通じた支援が可能となる。
- 募集期間は9月を予定している。

(5) 事業報告会

- 公開による事業報告会において、採択団体がそれぞれの事業の成果、今後の展望等を発表。
- 審査会と同様、事業に関連する関係課の職員に出席を求め、市民活動団体が行う事業を知ってもらう機会としている。

4. 補助採択事業

(1) 補助採択事業のPR

- 広報たはら、市民活動だより、市民活動支援センターHPなどにより、補助採択事業をPRしている。
- 市民へのPRに併せ、市役所内に情報発信し、担当課における補助制度の創設を検討材料とする。

(2) 採択団体との意見交換の実施

- 補助制度の運用について、補助採択事業を提案した団体の意見を聞く場を設け、より利用しやすい補助制度となるよう見直しの参考とする。

5. 今後の取り組み

(1) 個別の支援制度の検討

- 制度運用から今年で4年目を迎えた。昨年度で5団体が同一事業で3回目の採択を受けた。今年度は3団体から応募があり、そのうち1団体が同一事業において3回目の事業提案となった。

※H23年度で3回目の申請（うた、共生のまち、滯美の会、ANN、亀の子隊）／H24年度で3回目の申請（里山保全山遊里）

- 本補助金は、これまで支援されていない事業で、活動の自立を促すことを目的にしているため、同一事業の申請を3回までと制限している。
- 個々の支援制度創設の参考とするため、審査会、事業報告会において関係各課の職員に出席を求め、市民活動団体の取組を知ってもらう機会を設けている。
- 継続して支援が必要と認められる公益性の高い事業については、担当課において個別の支援制度の創設が必要となる。

(2) 今後に向けた対応

- 市民活動団体からの事業提案、相談等があった場合、市の施策推進が図れるよう、事業がより公益的な活動となるようなアドバイス等を、市役所各課において実施する。
- 補助制度、各種支援制度の創設および委託事業への移行を予定する事業についても、各課において検討を行う。

- 以上 -

(別表)

田原市の市民協働まちづくり事業補助金 採択団体一覧

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
1	(特非) 渥美川の会	(特非) 渥美川の会	(特非) 渥美川の会	里山保全山遊里
2	あつみNPOネットワーク	あつみNPOネットワーク	あつみNPOネットワーク	Happy Dub
3	(特非) うたた	(特非) うたた	(特非) うたた	図書館フレンズ田原
4	環境ボランティアサークル亀の子隊	環境ボランティアサークル亀の子隊	環境ボランティアサークル亀の子隊	
5	「共生のまち」田原市を考える会	「共生のまち」田原市を考える会	「共生のまち」田原市を考える会	
6	(特非) ゆずりは学園	里山保全山遊里	里山保全山遊里	
7	NPO エコウインドネット	(特非) たむら広場	(特非) たむら広場	
8	女性会議WIT ウィット	たつぶくヘルパーボランティア	たつぶくヘルパーボランティア	
9	たらめ会	地域自給プロジェクト	東友クラブ趣味の会	
10	(特非) 渥美半島ハイキングクラブ	(特非) 渥美半島ハイキングクラブ		
11	福エクリーンアップクラブ			
12	「アートコロ芸術お君のもの!」実行委員会 (申請取下)			

❖ 新規団体・人材養成 ❖

活動支援制度

新規団体・人材養成活動支援制度

市民が行う公益活動に参加する市民の裾野を広げ、参加と協働のまちづくりの担い手づくりを進めることを目的に、「人材養成活動支援制度」として2種類の支援制度を設けています。ぜひご活用ください。

新規団体活動補助金

- 対象事業 市内で実施される「福祉」「環境」「まちづくり」などの活動で、市民感覚の柔軟なアイデアや発想のある事業。
- 対象団体 市内で公益活動を行う5人以上で構成された団体（設立2年未満）
- 補助額 事業費（補助対象経費）が3万円以下の場合…全額補助
事業費（補助対象経費）が3万円を超える場合…3万円
- 審査方法 書類審査
- 募集期間 ~平成25年1月31日（木）
- その他 予算の範囲内の交付となります。

人材養成活動補助金

- 対象活動 専門知識・手法等を習得する講座等で、市民公益活動の推進に有効であると市が認めるもの。
- 応募の要件 平成24年4月1日現在で田原市内の市民活動団体（5人以上で構成する団体）に所属している者とし、団体（代表者）が申請します。
- 対象経費 交通費、宿泊費、受講に必要なテキスト代、講座受講料など
- 補助額 事業費の全額または一部（上限3万円） ※1団体あたり年間2人以内、1人回
- 審査方法 書類審査
- 募集期間 ~平成25年2月8日（金）
- その他 予算の範囲内の交付となります。

詳細は、「人材養成活動支援制度 応募の手引き」をご覧ください。なお、手引き、申請書類、記載マニュアルは、田原市民活動支援センター、市役所市民協働課で配布しています。また、田原市ホームページからもダウンロードできますのでご利用ください。

申請にかかるご相談は**市民活動支援センター**でお受けしますので、お問合せください。

❖ 田原市役所市民協働課 ❖

電話 0531-23-3504 FAX0531-23-0180 E-mail:kyoudou@city.tahara.aichi.jp

❖ 田原市民活動支援センター(田原文化会館フリースペース内) ❖

開設日時 毎週 火曜日・金曜日・土曜日 午後2時~7時

電話0531-22-1111(内線 812)※開設時間のみ E-mail:shiminkatsudo@city.tahara.aichi.jp

市民活動

向上事業補助金

平成24年度からスタートする「田原市市民活動向上事業補助金制度」は、協働によるまちづくりの担い手となる市民活動団体の連携強化・担い手のスキルアップが期待される活動を支援します。市民活動団体が企画・実施する事業（専門的な知識・手法等を習得するための講座、団体間の連携促進を図る事業など）に対して、必要経費の一部を補助する制度です。市内の市民活動の活性化を図るため、人材育成や公益活動をする人の裾野の拡大につながるなど、市民感覚の創意工夫を凝らした提案をお待ちしています。

募集概要(案)

- ❖対象事業 市内の市民活動の活性化、団体のスキルアップ、人材育成を目的とする活動で、概ね30名以上の参加が見込まれる活動
- ❖対象団体 市内で公益活動を行なう5人以上で構成された団体又はそれらによる連携組織
- ❖補助額 1事業につき補助対象経費の1/2（上限20万円）
- ❖審査方法 書類審査・審査会への提案説明（5月下旬に開催予定）
- ❖募集期間 平成24年**4月16日**（月）～**5月21日**（月）【必着】
- ❖応募方法 市役所市民協働課へ郵送・直接持参（市役所南庁舎2階）

詳細は、市民活動向上事業補助金「応募の手引き」をご覧ください。なお、手引き、申請書類、記載マニュアルは、田原市民活動支援センター、市役所市民協働課で配布しています。また、田原市ホームページからもダウンロード（4月上旬予定）できますのでご利用ください。

申請にかかるご相談は、**市役所市民協働課**および**田原市民活動支援センター**でお受けしますので、お問合せください。

❖田原市役所 市民協働課❖

電話0531-23-3504 FAX0531-23-0180 E-mail kyoudou@city.tahara.aichi.jp

❖田原市民活動支援センター（田原文化会館フリースペース内）❖

開設日時 毎週 火曜日・金曜日・土曜日 午後2時～7時

電話0531-22-1111（内線812） E-mail shiminkatsudo@city.tahara.aichi.jp

※制度の概要、申請書の書き方など、お気軽にご相談ください。

提案型委託(テーマ提示・自由提案)制度の状況

平成22年度に創設したテーマ提案型委託制度、自由テーマ型委託制度の状況報告。

1. 提案型委託制度の目的

市民提案型委託制度は、市が実施すべき市民サービスや管理業務などについて、少ない経費で高い効果を期待できるものについて、市からの委託契約により提案団体が実施する協働制度である。

(1) テーマ提示型委託制度

- 市が提示する特定のテーマに対し、市民活動団体から具体的な企画から実施に至るまでの提案事業を募集する制度。

(2) 自由テーマ型委託制度

- 市民活動団体の専門性などを生かし、自由な発想で提案する市の施策の推進が期待される事業を募集する制度。

2. 委託制度の実施

(1) 提案募集

① テーマ提示型委託制度

【平成22年度】

■募集テーマ1 里山保全を促進する事業

- [提案内容] 間伐などの技術講習、チェーンソー講習など
 [事業費] 50万円(上限) [担当課] 街づくり推進課

◎応募団体=1団体(たはら里山の会)

- [事業名] 里山保全支援事業
 [事業概要] 安全講習会(チェーンソー講習)および間伐材の有効利用講習会(キノコ菌打ち体験)の開催を通して、里山保全活動の啓発と事故防止を図る。
 [事業費] 497,720円

■募集テーマ2 市民協働の情報交流を促進する事業

- [提案内容] インターネットを使った情報提供(必須)、情報誌の制作など
 [事業費] 50万円(上限)
 [担当課] 市民協働課

●応募団体=なし ⇒ 市の直営(業者委託)で実施。

【平成23年度】

■募集テーマ1 しみんのひろば(市民活動団体交流会)開催事業

- [提案内容] 市民活動団体の交流の場、活動PRの場を提供する事業
 [事業費] 50万円(上限) [担当課] 市民協働課

◎応募団体=1団体(しみんのひろば運営委員会)

- [事業名] しみんのひろば開催事業

〔事業概要〕市内の市民活動団体が一堂に集まる「しみのひろば」を開催し、市民に市民活動・ボランティア活動のよさを伝え、市民活動に携わる人のすそ野拡大を目指す。また、団体間の交流を通して、資質向上、団体間の連携の推進を図る。

〔事業費〕296,940円 ※9/15 審査会実施、2/26 しみのひろば開催

【平成24年度】

■募集テーマ1 しみのひろば（市民活動団体交流会）開催事業

〔提案内容〕市民活動団体の交流の場、活動PRの場を提供する事業

〔事業費〕50万円（上限） 〔担当課〕市民協働課

■募集テーマ2 男女共同参画啓発事業

〔提案内容〕①啓発パンフレット作成 ②啓発事業（入門編・イメージマーク作成）

〔事業費〕20万円（上限） 〔担当課〕市民協働課

② 自由テーマ型委託制度

●平成22年度・23年度ともに応募団体なし

(2) 選考方法

① テーマ提示型委託制度

ア) 提案内容の審査

- ・テーマ提示した担当課は、応募団体からのプレゼンテーションを受け、「公益性」「的確性」「実行性」「費用対効果」の評価項目により審査を行い、協働候補者を選定する。
- ・担当課は、協働候補者と事業実施に向け、「事業内容」「応募団体と市の役割分担」「必要経費」などについて協議を実施する。

イ) 協働者の決定

- ・事業の協議が整い事業内容が確定した場合、市と協働者と委託契約を締結する。
- ・協働者は委託契約に基づき事業を実施する。

② 自由テーマ型委託制度

ア) 提案内容の審査

- ・提案事業のテーマに関係する担当課は、応募団体からのプレゼンテーションを受け、「公益性」「的確性」「実行性」「費用対効果」の評価項目により審査を行い、協働候補事業を選定する。
- ・担当課は、協働候補者と事業実施に向け、「事業内容」「応募団体と市の役割分担」「必要経費」などについて協議を実施する。

イ) 予算措置

- ・事業の協議が整い事業内容が確定した場合、提案事業を実施するための概略設計・仕様書を作成し事業経費を見積もり、翌年度予算要求に計上する。
- ※予算編成の都合上、事業費削減、翌年度への繰り延べの場合あり

ウ) 契約締結

- ・事業の協議に基づく仕様書により、市と提案者と委託契約を締結する。
- ・契約者は委託契約に基づき事業を実施する。

3. 今後の取り組み

(1) 課題

- ① 平成 22 年度スタートした提案型委託制度、応募はテーマ提示型への応募のみとなっている。
- ② 想定される応募がなかった原因（市民協働まちづくり事業採択団体へのヒアリング（H22））
 - 周知不足 ○時期・金額といった条件面の不都合 ○団体がやりたいことは既に行われている
 - それぞれの活動で手一杯 ○既に委託業務を受託 ○縛りのきつい委託事業よりも補助制度を選択
 - 委託事業というと制限が厳しいイメージがある（実際に県の委託事業はハードルが高かった）
 - 仕事と団体活動の両立は難しい。能力のある人でないと両方がダメになる。
- ③ 委託事業（市が実施すべき事業）と補助事業（団体の責任で行う公益性の高い事業）の判断が難しい。

(2) 今後の取り組み

- ① まちづくり補助金採択団体、しみんのひろば参加団体等に対し、改めて制度周知を図る。
- ② 市の各担当課は、既に市民活動団体に委託している業務もあるが、相手方が限定されるものばかりではないため、提案募集により、効果的な事業提案が期待できる。
- ③ 委託事業と補助事業の棲み分けを市民活動団体が判断するのは難しい面もある。提案団体に対し、各担当課が相談に乗れるよう、市職員の協働事業への理解を深める必要がある。
- ④ 市民活動団体との協働による取り組みにより効果の向上、コスト縮減が期待される事業については、各課において「提案型委託制度（テーマ提示型）」を積極的に活用する。

- 以上 -

平成 24 年度市民活動団体等への委託事業の状況（予算）

	担当課	事業名	公募の有無	相手方	予算額(千円)	H23 実施の有無	H23 予算額	備考
1	市民協働課	しみんのひろば開催事業	有	提案型委託事業	500 千円	有	500 千円	
2		男女共同参画啓発事業	有	提案型委託事業(2事業)	400 千円	—	—	H24 新規
3	エコエネ推進室	菜の花エコ推進事業	無	NPO 法人田原菜の花エコネットワーク	3,960 千円	有	4,255 千円	
4	健康課	栄養改善事業	無	田原市健康づくり食生活改善協議会	207 千円	有	207 千円	
5	農政課	魚場クリーンアップ事業	無	亀の子隊および東部太平洋岸協議会	200 千円	有	200 千円	
6		森林植生調査	無	NPO法人東三河自然観察会	300 千円	有	300 千円	
7		空散時 落下昆虫調査	無	NPO法人東三河自然観察会	50 千円	有	50 千円	
8	商工観光課	消費生活展(市民まつり内)	無	市民生活学校	100 千円	有	100 千円	
9	街づくり推進課	きのこ菌打ち体験	無	【予定】たはら里山の会	100 千円	有	300 千円	H22は提案型
10	生涯学習課	田原市音楽祭	無	楽友協会	200 千円	有	200 千円	
11		家庭の日コンサート	無	楽友協会	200 千円	有	300 千円	
12		ロビーコンサート	無	ロビーコンサート運営スタッフ会	200 千円	有	300 千円	
13		パソコン教室	無	渥美パソコン研究会	28 千円	有	28 千円	
14		英会話教室(1 教室)	無	国際交流協会	0 円	有	102 千円	
15		語学教室(1 教室)	無	国際交流協会	102 千円	有	102 千円	
16		文化教室(10 教室)	無	文化協会	455 千円	有	450 千円	H23 : 3万×15教室
17		春の文協まつり	無	文化協会	470 千円	有	450 千円	
18		田原市文化祭	無	文化協会	545 千円	有	600 千円	
19		障害者人権擁護推進事業	無	田原人権ファンクション委員会	545 千円	有	200 千円	
20		スポーツ教室	無	体育協会	550 千円	有	550 千円	
21		市スポーツフェスティバル	無	体育協会	1,390 千円	有	1,390 千円	
22		愛知県市町村対抗駅伝	無	体育協会	310 千円	有	310 千円	
23		中学生野球教室	無	NPO法人フィールドオブドリームズ	500 千円	有	500 千円	
24		バスケットボール教室	無	浜松・東三河フェニックス	150 千円	中止	70 千円	
25		指導者養成	無	スポーツ少年団	300 千円	有	300 千円	
26		少年野球スポーツ交流事業	無	スポーツ少年団	150 千円	有	150 千円	
27		歴史文化検定(田原市検定)	—	H24 年度:直営	—	直営	—	

平成 23 年度田原市民活動支援センター活動報告

センターの役割

「田原市民活動支援センター」は、市民公益活動を行う市民活動団体等に対して、情報の発信やアドバイスなどを行い、市民活動の活性化を図り、その活動を持続的に発展させていき、さらに、NPOを地域コミュニティや事業者など、各主体との連携・協働をコーディネートすることにより、市民が主役の自立したまちづくりに寄与する。

田原市民活動支援センター概要

場 所：田原文化会館 フリースペース
 開設日時：毎週火・金・土曜日 午後2時から午後7時
 体 制：センタースタッフ1名、市民協働課職員1名

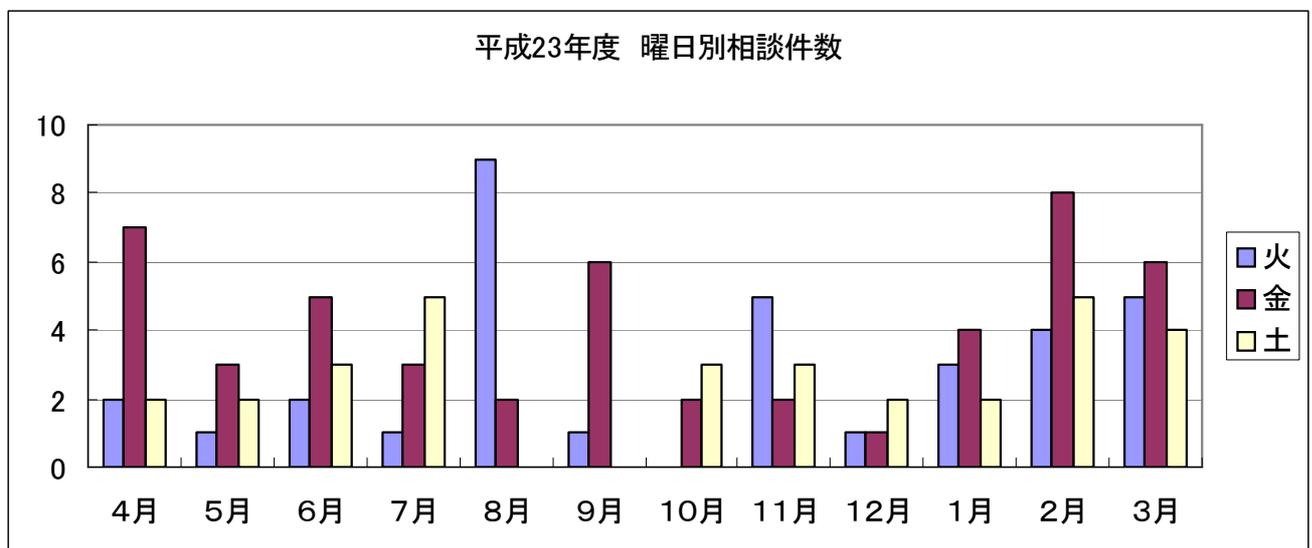
これまでの経緯

- 平成19年度～平成21年度 （開設日時：毎週金・土・日曜日 午後2時～7時）
 （業務委託） 特定非営利活動法人たはら広場
- 平成22年度 （開設日時：毎週金・土・日曜日 午後2時～7時）
 （市直営） センタースタッフ、市民協働課職員
- 平成23年度 （開設日時：毎週火・金・土曜日 午後2時～7時）
 （市直営） センタースタッフ、市民協働課職員

平成23年度相談実績

平成23年度 曜日別 相談件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
火	2	1	2	1	9	1	0	5	1	3	4	5	34
金	7	3	5	3	2	6	2	2	1	4	8	6	49
土	2	2	3	5	0	0	3	3	2	2	5	4	31
計	11	6	10	9	11	7	5	10	4	9	17	15	114



平成23年度 時間別相談件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
2時～3時	2		3	1	2	1		2		1	1	3	16
3時～4時	2	2	2	1	1	2		1	1		5	3	20
4時～5時	4	3	3	3	2		1		1	2	4	3	26
5時～6時	2			4	4	2	3	2		2	5	3	27
6時～7時	1	1	2		2	2	1	5	2	4	2	3	25
計	11	6	10	9	11	7	5	10	4	9	17	15	114

平成23年度 相談種別数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
活動相談	1		2	1		2	1	4	1		3	4	19
補助金関連	4	2	3		2	1		2		1	1	2	18
広報	1	2	2	4	7	1	2	2	1	1	1	1	25
一般	3	1	3	3	1	2	2	1		2	1	3	22
しみのひろば									1	5	11	3	20
どすごいネット	2							1				1	4
団体照会					1	1			1			1	4
ボランティア				1									1
自治会		1											1
計	11	6	10	9	11	7	5	10	4	9	17	15	114

他市町村の市民活動支援センター運営状況(平成22年度調査より)

(1) 相談実績(曜日別)

- 調査結果より、火曜日、水曜日、金曜日の相談利用が多く、土曜、日曜の相談が少ない傾向。団体活動は週末が多いことが要因と考えられる。また、曜日別集計をしていないセンターからは、休館日の翌営業日に相談が多い傾向もある。

(2) センター機能利用実績

- 利用頻度が高い順に、印刷機・コピー機、貸し会議室、フリースペースとなっている。いずれも田原市民活動支援センターの機能としては備わっていない。

(3) 団体登録制度

- 各市町、団体登録制度を採用している。団体登録をすることによる登録団体への優遇措置としては、センター施設(会議室、フリースペース、印刷機、ロッカー等)利用資格、施設利用の減免、市民活動保険の対象団体等となっている。

今後の展開

○市民活動支援センターの役割をボランティアセンターへ移行することについて

市民活動支援センターと社会福祉協議会が設置するボランティアセンター(田原福祉センター内)は同じ機能を有している。ボランティアセンターには、市民活動支援センターにない、印刷機・メールボックスがあり、機材(プロジェクタ等)の貸し出しも行っている。

市民活動支援センターの利用者も少なく、開設日も限られていることから、設備が整っているボランティアセンターへ役割を移行することで、市民活動団体・ボランティア団体の活動の拠点としていただけるのではないかと考え、社会福祉協議会と検討を行う。

「田原市の市民協働まちづくり方針」の改訂について

平成20年10月策定の本方針については、平成20年度～平成24年度の5年間を目標としたものとなっているため、本年度中に見直しを行うものです。

1. 改訂の論点

① 記述内容の加筆・修正

- * 第1章 取組の背景と現状
- * 第2章 基本理念(目的・実現年度等)
- * 第3章 市民協働に取組む基本姿勢と配慮すべき視点

② これまでの取組評価と反映

- * 第4章 市民協働の6つの指針

③ 確認事項

- * 第5章 市民協働まちづくり会議の運営
- * 第6章 方針の評価

2. 今後の進め方

① 意見集約

- * 各主体の意見
 - ・ヒアリング等
 - ・これまでの会議等での取組報告
 - ・市民活動団体調査、市民意識調査等
- * 市の取組・方向性(協働ワーキング会議等)

② スケジュール案

日 程	会議等	内 容
5月8日	協働ワーキング会議(市役所)	市の取組状況・方向性確認
7月18日	協働まちづくり会議①	方針改訂の方向性確認
・第1～3章 素案作成		
8～9月	協働まちづくり会議②	第1～3章確認、意見交換
・第1～3章 修正 ・第4章 素案作成(ヒアリング等)		
10月	協働ワーキング会議(市役所)	第4章 内容確認
10月下旬～11月	協働まちづくり会議③	第4章確認、意見交換
・第4章 修正 ・全体調整		
2月中旬	協働まちづくり会議④	全体確認・決定